

# 第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

5 月 10 日

平成24年第1回座間味村議会臨時会会議録

|  |                 |                         |             |           |
|--|-----------------|-------------------------|-------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                    | 平成24年5月10日      |                         |             |           |
| 招 集 場 所                                      | 座 間 味 村 議 会 議 場 |                         |             |           |
| 開 閉 会 等<br>日 時 宣 告                           | 開 会             | 平成24年5月10日 午後1時30分 議長宣言 |             |           |
|  | 閉 会             | 平成24年5月10日 午後5時58分 議長宣言 |             |           |
| 出 席 議 員<br>(応 招)                             | 議 席 号           | 氏 名                     | 議 席 号       | 氏 名       |
|  | 1 番             | 大 城 晃                   | 6 番         | 宮 里 清之助   |
|  | 2 番             | 金 城 勝 英                 | 7 番         | 宮 里 祐 司   |
|  | 3 番             | 金 城 善 昇                 | 8 番         | 中 村 秀 克   |
|  | 5 番             | 金 城 弘 昭                 |             |           |
| 欠 席 議 員<br>(不 応 招)                           | 議 席 号           | 氏 名                     | 議 席 号       | 氏 名       |
|  |                 |                         |             |           |
|  |                 |                         |             |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                | 5 番             | 金 城 弘 昭                 | 6 番         | 宮 里 清之助   |
| 職務のため議場に出<br>席した者                            | 事 務 局 長         | 宮 城 武                   | 臨 時 書 記     |           |
| 地方自治法第121条<br>により説明のため議<br>場に出席した者の職<br>及び氏名 | 村 長             | 宮 里 哲                   | 産 業 振 興 課 長 | 宮 村 英 美   |
|  | 教 育 長           | 欠 席                     | 会 計 課 長     | 金 城 英 隆   |
|  | 政 策 調 整 監       | 垣 花 健                   | 教 育 課 長     | 野 崎 進     |
|  | 総 務 課 長         | 大 城 直 人                 | 総 務 課 参 事   | 宮 平 壮 一 郎 |
|  | 住 民 課 長         | 宮 平 真 由 美               |             |           |
|  | 公 営 企 業 課 長     | 野 崎 康                   |             |           |

平成24年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成24年5月10日午後1時30分開会）

| 日 程 | 議 案 番 号     | 件 名  |
|-----|-------------|--|
| 1   |             | 会議録署名議員の指名                                     |
| 2   |             | 会期の決定  |
| 3   |             | 提出議案の説明について（議案第21号～議案第27号まで）                   |
| 4   | 議 案 第 2 1 号 | 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）                 |
| 5   | 議 案 第 2 2 号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）           |
| 6   | 議 案 第 2 3 号 | 専決処分の承認について（座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例） |
| 7   | 議 案 第 2 4 号 | 座間味村沖縄県証紙管理基金条例の制定について                         |
| 8   | 議 案 第 2 5 号 | 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について                    |
| 9   | 議 案 第 2 6 号 | 座間味村第四次総合計画の策定について                             |
| 10  | 議 案 第 2 7 号 | 契約期間延長の申立調停事件の調停について                           |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第1回座間味村議会臨時会を開会いたします。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城弘昭議員及び6番 宮里清之助議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第21号から議案第23号までの提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、きょう1日よろしくお願ひいたします。それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第21号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年3月30日
- 4 専決処分の理由 地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年4月1日から施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専 決 処 分 書

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）が平成24年3月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月30日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村税条例の一部を改正する条例

#### 条 例 第 5 号

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第10条の2第7項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の一条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- 1 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- 2 次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びに

その用途

(2) 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(3) 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

3 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

4 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

5 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用され

る法附則第5条の4の2第5項」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の村民税について適し、平成23年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の村税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表のア欄に掲げる規定中同表のイ欄に掲げる字句は、それぞれ同表のウ欄に掲げる字句とする。

| ア            | イ                     | ウ                |
|--------------|-----------------------|------------------|
| 旧条例附則第12条第2項 | 前項                    | 附則第12条第1項        |
|              | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
|              | 10分の8                 | 10分の9            |
| 旧条例附則第12条第4項 | 0.8                   | 0.9              |
|              | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
|              | 第1項                   | 附則第12条第1項        |

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表のア欄に掲げる新条例の規定中同表のイ欄に掲げる字句は、それぞれ

同表のウ欄に掲げる字句とする。

| ア         | イ         | ウ  |
|-----------|-----------|--|
| 附則第14条    | 又は第13条の2  | 若しくは第13条の2又は村税条例の一部を改正する条例（平成24年総税市第号。以下「平成24年改正条例という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の村税条例（以下「平成24年改正前の条例という。）附則第12条第2項若しくは第4項 |
|           | 又は第13条の規定 | 若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定   |
| 附則第15条第1項 | から第5項まで   | から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項   |

議案第22号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年3月30日
- 4 専決処分の理由 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成24年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。



## 専 決 処 分 書

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成24年3月30日に公布を予定され、平成24年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月30日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 条 例 第 6 号

座間味村国民健康保険税条例（平成12年3月21日条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第7項「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 議案第23号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年3月30日

- 4 専決処分の理由 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法令が、平成24年4月1日から施行されることから、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専 決 処 分 書

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布を予定され、平成24年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月30日

座間味村長 宮里 哲

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

条 例 第 7 号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年座間味村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条」を「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項」に改める。

第2条中「平成24年」を「平成29年」に改め、「簡易宿泊所営業」を「簡易宿所営業」に改め、「第5項」を「第6項」に改め、「性風俗関連特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改め、「及び簡易宿泊所用」を「又は簡易宿所用」に改め、「以下「離島地域対象設備」という。」を「以下「対象設備」という。」に改め、「離島地域対象設備である建物及び償却資産並びに当該建物の敷地である土地」を「当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である」に改める。

第3条中「過疎地域の公示の日から平成24年3月1日」を「平成22年4月1日から平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどは失礼いたしました。議案のほうか、議案番号と議案のほうが間違っておりまして、改めて議案第24号から議案の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第24号

座間味村沖縄県証紙管理基金条例の制定について

座間味村沖縄県証紙管理基金条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村が、沖縄県証紙の売りさばきを適正に管理するため、本条例を設置する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村沖縄県証紙管理基金条例

条 例 第 8 号

(設置)

第1条 沖縄県証紙の購入又は売りさばきに関する事務を円滑に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241号第1項の規定に基づき、座間味村沖縄県証紙管理基金条例（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、150万円以内とする。

(管理)

第3条 基金に属する沖縄県証紙は、最も安全な方法により保管しなければならない。

(運用益金等の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

2 基金の運用から生じる売りさばき手数料は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の規定する事務に支障がないと認められるときは、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年5月10日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 12 国庫支出金 |         | 67,260    | 2,700   | 69,960    |
|          | 2 国庫補助金 | 49,955    | 2,700   | 52,655    |
| 13 県支出金  |         | 179,069   | 145,939 | 325,008   |
|          | 2 県補助金  | 139,069   | 145,939 | 285,008   |
| 16 繰入金   |         | 15        | 40,187  | 40,202    |
|          | 2 基金繰入金 | 14        | 40,187  | 40,201    |
| 歳入合計     |         | 1,300,900 | 188,826 | 1,489,726 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費   |         | 213,746   | 58,902  | 272,648   |
|         | 1 総務管理費 | 191,216   | 58,902  | 250,118   |
| 6 農林水産費 |         | 61,102    | 33,270  | 94,372    |
|         | 3 水産業費  | 21,777    | 33,270  | 55,047    |
| 7 商工費   |         | 69,047    | 26,800  | 95,847    |
|         | 1 商工費   | 69,047    | 26,800  | 95,847    |
| 9 消防費   |         | 6,156     | 54,559  | 60,715    |
|         | 1 消防費   | 6,156     | 54,559  | 60,715    |
| 10 教育費  |         | 153,775   | 15,295  | 169,070   |
|         | 1 教育総務費 | 56,938    | 15,295  | 72,233    |
| 歳出合計    |         | 1,300,900 | 188,826 | 1,489,726 |

議案第26号

## 座間味村第四次総合計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年座間味村条例第10号）第2条に基づき、議会の議決を求める。

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮里 哲

## 提案理由

座間味村総合計画を策定するには、議会の議決が必要である。  
これが、本議案を提案する理由である。

## 議案第27号

### 契約期間延長の申立調停事件の調停について

阿嘉ニシハマビーチ公園の売店に関する契約期間延長の申立調停事件の調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 契約期間延長の申立調停事件（那覇簡易裁判所平成23年（ノ）第142号）
- 2 当 事 者 申立人 座間味村字阿嘉52番地  
大矢里衣子  
相手方 座間味村字座間味109番地  
座間味村
- 3 申立年月日 平成23年9月26日
- 4 調停内容 別紙のとおり

平成24年5月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 理 由

係属中の調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とする。  
これが、この議案を提出する理由である。

## 調 停 内 容

申立人 座間味村字阿嘉52番地 大矢里衣子  
相手方 座間味村字座間味109番地 座間味村

## 調停条項

- 1 相手方は、申立外中村武雄が、座間味村字阿嘉1562番地の土地についての農地法第4条第1項第5号の規定による転用届出書に基づき、平成23年4月28日に許可された資材置場としての活用をせず、平成23年6月8日から一定の間、売店としての他の目的で使用していることに対し、関係機関と連携して厳正に対処する。
- 2 相手方は、申立人に対し、阿嘉ニシハマビーチ公園の売店に関する契約期間の延長につき、契約満了時には、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の許される範囲内で対応する。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人と相手方は、申立人と相手方間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権

債務がないことを相互に確認する。

5 調停費用は各自の負担とする。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

日程第7．議案第24号 座間味村沖縄県証紙管理基金条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 座間味村沖縄県証紙管理基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第24号 座間味村沖縄県証紙管理基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第25号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

8ページですけれども、高校生の支援費として540万円計上されておりますが、何名のもので幾らの支給をするのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

1人当たり年間15万円を補助しようと考えています。対象は36名です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この一括交付金というのは、今年度から始まりまして10年間を期限としておりますけれども、継続してあげるのか、お聞きしたいと思います。

またそれと、その支給する時期でございますけれども、いつごろ支給するのかですね、何月ごろに支給するのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

この事業は国の補助金でありまして、一括交付金とは関係ありません。これはへき地児童生徒費補助金の一つの補助事業であります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

ずっと継続はありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

継続はあります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

何月ごろ支給するのか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

大体12月後半か1月。なぜかと言いますと、学生は年度初め学校に行っているけど、後半どうなるかわからないので、在籍証明書とか取り寄せなければいけませんので、できるだけ12月、1月をめどにして、審査して支払いしたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましては、沖縄県としましても15万円の計上がありましたですね。ここの1人につきましては、沖縄県のほうでも。県はない、何か新聞には県も15万円なんて載っていて、市町村も何とかやっていたいというから、じゃあ市町村の分ですか、この15万円とやっているのは。私が言うように、例えば12月は、例えば高校3年生になると、あと何カ月しか残らないですね。だから、それにつきましてはやはり6月ごろか、早いうちに支給したほうがいいんじゃないかと思います。これは今みたいに県のほうから来る補助金で何かやるとか言っていますので、これはやはり早目にやったほうがいいんじゃないかと思いますね。一応は、そういうこと。私はまた新聞などにも何か県のも15万円とか何とか載っていたのは、あれは村で一応やるという意味で、それ交付するという意味かな、じゃあ。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

暫時休憩いたします。



休 憩  
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

8ページの教育費関連で989万5,000円、学校教育環境改善事業備品購入費の概要について、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

先ほども言ったように、この事業は国の補助事業でありまして、僻地児童援助補助金の一つの補助金であることです。対象経費としては、今回新規に離島高校生就学費の新規に創設されたもので、内容は高校未設置離島の高校生を対象に教育費負担が重くなっている通学費、居住費等に関する教育費を支援する都道府県及び市町村の保有する制度であるということです。国が2分の1、地方公共団体が2分1、地方公共団体というのは村も県も含めて2分の1。だから割ると4分の1になるのかなと思っています。

本村は、36名の対象者がいます。歳出は540万円で、その2分の1ですので270万円を今回は計上しています。先ほど勝英議員からあったように現在、国の指針どおり1人当たり年間15万円を支給しようと考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同じことに関して質疑します。先ほど教育課長は、金城勝英議員の質疑に対して12月にあげるという話をしておりましてけれども、その理由として途中でやめている場合もあるからという話がありましたけれども、逆にそういう苦しいがためにやめてしまう場合だってあるわけですよ、考え方としてね。そうじゃなかったら、この補助金と申しますか、この子供たち、対象者がね、やる必要もないんじゃないかなという考えもあるわけですよ。やるにしても、また一括でやってしまうとおかしいし、これは私、前から教育委員会ではなく、住民課のほうへ質問してありますけどね、高校に入ると同時に子供手当がなくなる。二重生活になるため、これから非常に金が要るのに、切られるというのは苦しいのだから、そのようなことから何か補助または手当てとかできないかという話を私やったことがありました。しかし、国が決めている補助額の年間15万円というのは、何かちょっとよくわからないですよ、何で月1万5,000円にして12カ月やらないかと。沖縄県の教育委員会は、その2分の1を地方でやる。国が2分の1、地方で2分の1をやる。座間味村が4分の1、沖縄県が4分の1だったら、まだいいんですけど、沖縄県自体がまだ予算を組んでいませんので、どうしても村が半分出さざるを得ないという状況にはなっておりますが、逆にもうちょっと加味して月1万5,000円ぐらいになるようにしてはどうでしょうか、先ほど課長が言ったように12月に執行した場合に、その間にやめられたら困るわけですよ、逆にね。そういうものを加味して、毎月毎月やるか、2カ月に1回やるか。そのぐらいのことも考えたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

勝英議員もお話しされていましたがね、12月に執行すると、高校3年はあと二、三カ月で卒業していくわけですよ。そういうことを考えても、やっぱり親の負担を考えてみたら毎月とか、遅くても2カ月に一遍やってあげたほうがいいんじゃないかなと。そして沖縄県にも、座間味村は直にやりますから、県の方

も早く決定してくださいというぐらいのことは言ってください、村長からも。そうじゃないと、何か私たちは議会のたびに県がまだ決めてない、県がまだ決めてないとばかり聞くものだからね。これもはっきり言って、物すごく腹立ちますのでね、皆さんから突き上げてでもいいからやってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

8ページの教育費関連で989万5,000円、学校教育環境改善事業備品購入費の概要について、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

この事業は、学校施設における空調整備が整っていない給食センター、そして視聴覚教室。今、交流センターには11基あるんですが、これも故障がちであります。それも設置したいと。そういうことを考えて、この環境改善事業を、空調システムを導入するという事業を考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

空調システムを導入するということですね。交流センターも替えるということですが、交流センターで新たな施設の活用、取り組みをするのですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ないです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

交流センターにも、一括交付金が使えるようなら次の機会によろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

結構金額が大きいのがありまして、全部委託料として一番大きいのが3,300万円ですか、これは船舶の予約ページづくりですね、ホームページづくり3,300万円、座間味村鮮魚美食事業委託費、これは2,700万円ですかね、近く。委託料というのが、結構金額が大きいものがありますけれども、これは委託料とありますけれども、これは業者に入札をかけて事業をさせるのか、それとも今までの役場の中での執行部は一応いろいろなものを、今までの関連業者があつて、これは3者見積りで随契させるのかどうか、その辺はどう考えていますか。その辺ちょっと中身の説明をお願いしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず私の3,300万円のホームページに関するケースについては、確かに今、委託してメンテをしてい

る業者もいます。そこで可能かどうか、いろいろ検討した上で一番適正で公正で公平でわかりやすいのは提案公募型で提案をしていただいて、それを課長級の者が評価をして契約する。こうなると随契にはなりません。随契にはなりますが、提案公募型で許される場合もあります。私ども、今そういうふうを考えてはいます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

じゃあ随契を中心にして行うということによろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変言葉が足りなかったと思います。まず提案公募型は入札ではないので、ある程度予算を示してですね、どれだけのサービスができるか。あなた方はその予算の範囲内で、どれだけの構築ができるか仕様書をつくりまして、それを聞いた上で課長級の者が審査をして決定をするということで、最終的には入札ではないので、随意契約にはなりません、契約の形態はですね。ただ、一般的な3者見積の随契とは違うということです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これだけの金額ですから、ぜひ執行部側のいろいろやりやすいような形でやっていくと思いますので、その辺の業者選択に対してもぜひ真剣に考えて、つくった後からまた内容が悪かったとかどうのこうのと言いながら、そしてまたどんどん金が追加追加となったら大変ですので、その辺はしっかり担当課長は吟味して、業者を選択してやっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

企画費で船舶予約とホームページ高度化事業の概要について、詳しく説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは詳しく説明するためにお配りしています別紙の資料6ページをお開きいただきたいと思います。まず船舶予約等村ホームページ高度化事業ということで、課題は私どもいろいろやはりマリンサービスとか、民宿等については零細。零細であるということは、やはり自分たちで大々的な宣伝はできません。そこでホームページ、ブログを発信して、顧客にですね、零細化がホームページのパワー、力をかりてやると。そこで村としてもそれを支援するためにリンクを張っていたりして、ホームページに、2003年に公開しております。私、ホームページは大変、座間味村のホームページは斬新的ですばらしいなと思っています。しかし、アクセスについては右端のとおりありますが、2008年と比較しても2011年は51万のトップページアクセス数が減ったり、観光客についても8万5,000人から7万1,000人に減ったりという状況があります。その現状分析としましては、①から⑥までですね、やはり先ほどありましたけどホームページの構築職員が1人で更新がしている。これはホームページの更新です。プログラムの更新ではありません。

そこでタイムリーな更新をできるように、それで簡易にアクセス・リアリティー、いわゆるアクセスができる、うちのトップページを御覧になったらわかると思いますけど、それぞれの業者がいい写真を撮ったらすぐうちの担当に送っていますが、本人がアクセスできるように、そういうふうな構築も、いわゆる民活を利用したものをやりたいと思っています。外国語の対応におくれもあります。いろいろ課題はありますが、それが古くなっている部分も、何ていうんですか日進月歩で動いているホームページの部分の、最近では村長がまたいろいろSNSをやっています、こういうところの構築もぜひできたらなと思っています。

そして事業概要としましては、先ほど言いましたように毎日更新ができる、それをアクセスができる民間の、うちのダイビングショップや民宿のほうができるようにやるとか、そしていろいろ先ほどもありましたが、いろいろな課題を聞いて、冬場にはこうしたいとか、いろんなニーズの調査やアンケート調査もして、特に私どもは船舶のほうで指摘があるカード決済について、できるようにしたいという部分が大きな特徴です。予約については、カードの場合は返金についても基本的には高い手数料をもって返金もできるというふうに聞きますので、その辺の構築をしたいと思います。事業費については3,300万円を予定しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この一括交付金について、ニュースでも報道されて、村民の中でも話題になる程、注目を集めています。ところがその制度が非常に難しくわかりづらい、これだけの多額の予算が割り当てられていますが住民にはその実感を伝えきれていない。この事業説明というのは丁寧にぜひやっていただきたいと思います。事業費の中で水中ライブ中継とか、システムとかありますが、議会も一回位、海の中から水中ライブ中継できるといいですね。来年度予算で、一括交付金でやれるといいなと思っています。これは私の個人的意見ですけどね。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一括交付金でまたは大騒ぎ、しかし村の担当者も要綱ができてないからとか、県に言っても国の要綱が来たばかりでということで、まず県の要綱は村に届いていますか、交付金交付要綱。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

きのうの新聞だったと思います、おとついメールで届いて、私ども目を通したところです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

前には県の交付要綱を見まして、それからこれからももちろん予算に計上されている分の当初予算、それから今回の補正に計上された分の一括交付金を利用した事業が数々あります。それは、これからいわゆる交付…、多分事業計画交付申請、交付決定、事業着手になるはずなんですけれども、大まかな事業着手ができるのはいつごろからでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

いろいろ説明会でお伺いしていると、県の要綱が来ました、これから私たちは事前に説明している部分がありますので、速やかに交付申請をしたら、おおむね一月というふうに、決定がですね、一月というふうに聞いております。この最短をねらって頑張りたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ということは交付申請をしてから一月、申請はいつごろの予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほども申し上げました、おととい要綱が来ましたので、私ども県のオリジナルのスタイルでヒアリングは行っております。ですから、おおむねこれはいいという形でお墨つきを受けていますので、当初予算に計上したいと。1億5,000万円、今回の11件、実は12件予定していますが、1件はちょっと厳しいということではねられたりしています。そういうことを含めて、おおむねできているものから順次速やかに交付申請に移したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

親切に補正予算の計上前に、この様な参考資料を配っていただき。大体は、把握しているつもりです。そこで当初予算で計上した事業、これの1ページですね。その中に4番目かな、外来植物根絶事業というのがあります。これはモクマオウ伐採。中身は前に十分伺ったのですが、これは緊急雇用対策交付金事業がなくなり、いわゆる賃金労務がなくなったから、これで外来植物を根絶しようという事業に、いわゆる賃金労務の人たちが職を失って大変だと。

実はですね、この話はほんとにひしひしと村民から、方言で「ワッター、ウーガリトッサー、ワジャーネードー」という声がたくさんあるんですよ。それで当初で計上したにもかかわらず、まだ全然動きがとれてないんですね。今日、明日にでも、交付申請されて。今日から一月後には事業が着手出来るようにしていただきたい。例えば今回の補正、次回もあると思うんですけども、執行できないと大変なことになるので、ほんとに担当も大変でしょうけれども、ぜひ予算を計上したら執行できるようにしていただきたいと思います。

さて、先ほどから伺っている企画費の中の船舶予約等村ホームページ高度化事業、概略は総務課長から親切に聞きまして、決して予約決裁ばかりじゃないというのがわかりました。最初には何かカード決済ばかりの話を聞かされたので、うんざりしていましたが、幾つかの現状を分析して、たくさん課題があるということで。新たに、毎日でも見たいというようなホームページと伺っています。この中で、既に2008年度の公開したホームページ上から始まったアイランダーの会員、もう一度ぜひこのホームページを構築すると同時にですね、また改めて優遇措置、そして全村民の、村挙げての事業者にはそれぞれリピーターがいるので、そのリピーターを全部合体すれば、五、六千人は行くんじゃないかなと思うんですけども、そういったのも新たに顧客獲得、このリピーター獲得のためにぜひ活用してほしいと思っていますけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変うれしい言葉をいただきました。いろいろアイランダーの件では、それを運営する側のですね、当時、運営する側の組織のちょっと弱い部分もあって、いろいろあったと思います。そして今回いろいろ商工会に委託をして、かなり復活してきて、きっちり決算も出してきていました。そして、あの事業自体は大変喜ばれて、リピーターにも好評だということであれば、きっちり決済、何ていうんですか管理もして、資金管理もしっかりして、そしてこれは船舶のほうでも販促事業ですとあって、うちの経費から抜いてでも、もし効果があるのであれば、検証して効果があるのであれば、いろいろ当時のものも復活とか、いろいろ優待の部分についても船舶課とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

このすべての一括交付金、村民にも公募したわけですから、今回のものも説明義務があると思うんですよ。そのときに、その全事業者を巻き込んで、このホームページを、ここに3番目の事業概要の6つぐらい枠があって、1番左側です、CMS導入で権限を持つ複数の村民が担当ページを更新とありますよね。そういったものも生かすためには、事業者はとても関心を持っているんです。だから合同で説明会を持って、合同というのは事業者、さっき官民一体となってと言っていたので、これを全部3,300万円かかるんだというようなことを説明した上で、ぜひこの最後にあるように予約システムをメンバーサービス向上、このメンバーというのは多分そうだと思うんですよ。そういったものも協力を呼びかければ、また客は戻ってくると思います。まず一番大きい目玉は、そこに集中してもいいんじゃないかと思います。この件は、まただれかやると思うので、とりあえず私はまたありますけれども、これで終わります。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

企画費の歴史文化健康づくり拠点整備事業の概要について、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

また同じように7ページを御覧いただきたいと思います。歴史文化健康づくり拠点整備事業ということで、まずうちの総務の現状課題を書いています。基本的には7万1,000人が年間訪れますが、村の人口は900人程度です。村民のおよそ80倍の観光客が訪れますが、逆にこの課題としましてはリーマンショック以来、9万5,000人をピークに右肩下がり、人口においても景気低迷で人口流出、少子高齢化が進展していて、交流人口、そして村の人口が右肩下がり、歯どめがかからない状況ですから、人口に歯どめをかけるために着目したのが港です。座間味港、阿嘉港、この年間10万人訪れるゲートですね、港に観光客も利用できる、村民も利用できる健康増進の拠点をつくりたいという構想です。事業の目的を読みますと、まず子供からお年寄りまで、そして観光客も利用するスポーツ施設及び文化施設を集約した歴史文化健康づくりの拠点施設を整備する。その拠点施設をメインに村民の福祉向上を図る事業を実施するとともに、逆にまたさらに観光客の集客イベントをここで展開していきたいと。そして同時に村民の福祉向上並びに観光産業の活性化に資する目的で港を中心とした構想をしたいと。ただ、やはりこれは大きな数年事業になると思いますので、しっかりまずは、今年の実施主体、座間味村がまずは委託をします。まず、ちょっとすみません、

(2)の②にありますが、座間味港、阿嘉港を拠点とした歴史文化拠点づくりの構想事業を実施していただくと。そしてそこに村民の健康福祉の増進と観光客集客の効果が期待できるいろんなものを作っていただくのは、ちょっと飛びますが事業費の積算である委託関係で関係者へのアンケート、住民説明会、委託報告書等の絵ができて上がる。こういう委託に200万円程度を考えています。

しかし、ぜひやりたいスポーツイベントとしましてビーチバレーコートの整備を考えています。そこで座間味港のくじら公園の既設物については撤去をし、阿嘉港のほうにも同時にビーチバレーのコートの整備をそれぞれ760万円、これは直工になります。そういうふうな形で1,430万円程度、そしてこれの構想に基づいて随時予算の範囲内で一括交付金を活用できるものは、これをして、随時数年事業という形で、そういう構想を膨らませていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

工事費を含めて1,400万円ですよね。この拠点づくりについて、今回ビーチバレーということになっていますが、他村には例えばグラウンドゴルフとかがあります。高齢化社会になって波及効果も大きく、来年度以降は検討したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、総務課長からの説明でビーチバレーコート整備事業と、清之助議員から高齢者の多いのということなんですが、ビーチバレーは観光大使がビーチバレーの関係者がいるから、これを設置するんですか、そうじゃないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それは一つのきっかけでもありますが、昨年でしたね、阿嘉からもビーチバレーコートの設置要請等もございました。そこで総合的に今、ビーチバレーについては一つのスポーツの拠点として最初に着手したい事業と考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ビーチバレーをやるのはいいんですけどね、なぜ港の中なんですかと。逆に言えば、そこじゃないとだめなのかということなんですよ。ビーチバレーで、それで固定してしまうと、この港の中にね、要するに今から必要なものがつくれなくなってくる可能性がありますからね。逆に何ていいですか、今、ビーチは結構いろんなところにありますから、その近くに設置したらどうですか。わざわざ港のコンクリートの中でビーチバレーをやる必要はないんじゃないかなと。これに村民の健康福祉の増進と観光客集客の効果が期待できるとありますけれども、これは2年ほど前でしたか、私は提案したことがあるんですけど、何でみんなができるパークゴルフ場を阿真に設置してくれないのかという話をしたら、金がかかるから嫌だと総務課長は答えていましたけれども、逆に今、こういうお金があるんだったら、そういうものをやるべきじゃないですか。これは清之助議員が言うように高齢者も多いんですよ。高齢者がビーチバレーできませんから、はっきり言いますが、パークゴルフはやりますよ。座間味だとグラウンドゴルフもできますけどね、パークゴル

フ場の常設も必要じゃないですか。阿真のグラウンドはお金出して借りていますよね。何もしないで、木が生えたら、草が生えたら、また掃除費用を出す。ただで借りているわけじゃないでしょう。お金出して借りて、草刈りをさせる、こんなばかな運営の方法をやっているのですよ、そういうものの見直しも必要ですよ。ただお金があるから、はい何か新しいものをやりましょうでは通りませんよ、これ。はっきり言いますけれども。これ、歴史文化健康づくり拠点事業って、この歴史文化はどこにあるんですか、これ。この歴史文化に関して教えてください。歴史文化のどこが、この港の中に歴史文化があるのか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私のほうでお答えします。港というのは、広義な表現の仕方の港というふうにとらえていただきたいと思っています。港湾地区という、座間味でいえば港湾地区、阿嘉でいうと漁港地区という話になると思うんですけど、例えば今、ビーチバレーコートの話に関しては、もちろんコンクリートの港の中につくるというのは余りにも、もちろんおっしゃるとおりナンセンスですから、座間味でいうと、イメージでいきますと私たちが今考えているのは公園、緑地公園、座間味港緑地公園、阿嘉島のほうは具体的に場所を指定してというか、ここにつくってほしいというのがありまして、あれはもとのゲートボール場といいますか、昔のターミナルのそば、ここにつくってほしいという具体的な提案が実は、おととしか去年ありまして、その辺がずっと頭に入っていたものですから、もちろんコンクリートの中につくるといようなことは考えておりません。

それと、歴史文化という話なんですが、先ほど総務課長からも話がありましたとおり、単年度で到底できるものではないということ、そういうことを考えると何回かに分けて一括交付金をうまく活用することができるのかなということが1つと、あるいは国立公園に向けて環境省がそろそろ動き出しているという話を聞きますと、そういう国の施設みたいなものが、もしできるのであれば、そういうところにいろんなものを集積することによって、観光客が天気が悪いときでも活用ができる。あるいは村民も何気にいろんな、ここに来れば健康であったり、教養が深められるような施設があるというのが座間味島地区でいうと多分公園を中心にしたものじゃないかなということです。それと阿嘉・慶留間地区でいえば橋の下あたりになるのかもしれないんですけど、そういうものの場所の選定も含めていろいろな施設を、座間味村に必要な歴史資料館とか、自然観察室みたいなものとか、いろんなものができるんじゃないかという可能性を考えているところです。

それとグラウンドゴルフの御意見、御提言に関しましても、いろいろ話は前々から伺っておりますので、場所の選定とか、あるいはその辺も含めて前向きに私は検討していききたいなというふうに考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、村長から最後に検討していきますという、私は検討という言葉は使わないでくれと前から言っているんですけどね。はっきり言って、今、村長が私は何もしませんと言ったのと一緒なんです。私が、行政は検討するという言葉を使うなど言っているのは、行政が検討しますということは何もしませんという言葉だから一切使わないでください、はっきり言って。

このことに関連したものが、どなたかありますか。なかったら次いつていいですか。さっき総務課長は何か県の要綱がどうのこうのという話があったけれども、皆さんはこの間、1週間、10日前に勉強会に行きましたよね。村長だけ、総務課長も行きましたでしょう、大体内容はわかっているでしょう。



○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

村長クラスです。村長と担当だけ行きました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長は知らないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

というか、村長クラスの会議で。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いやいや、総務担当もと書いてあったでしょう、新聞にも。総務課長は知らないわけだな、じゃあ。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

いやいや、わかっていますけど、会議では。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いやだから、中に行っていないわけでしょうと言っているんだよ、私が言っているのは。あったというのはわかっている、話はしないでいいよ。いや私たちも議会はこの間、研修会を受けてきたけれども、県の説明会は訳わからないね、はっきり言って。自分らが1カ月前に知っていることを今さらだらだらだらだらしゃべっていたから、人生の中の2時間を損したよ、はっきり言って。この件は終わりにして他のことで質問したいので、口切り役の清之助さんが質疑してから、関連でいきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

企画費の美ら島づくり花の森整備事業について概要をお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私ども、また資料でいえば14ページになりますが、いろいろ説明会をしますと、あちこちからやはり桜を植えたい、ツツジを植えたい、いろんな話があります。そこでやはりそういう花々は、ちょうど夏場の観光が端境期の時期に咲く花という発想もあります。ですから、年がら年じゅう観光客が訪れる、今、大成功しているところをいいますと、伊江島のリリーアイランドとか、東村のツツジですとかも、その時期になると、もちろん本部の八重岳もそうなんですけど、その時期になると数万人の観光客が訪れるということがあ

りますので、私どもは地域の方々の要望も踏まえて美ら島づくり花の森整備事業という形で考えてやっています。まだ具体的なですね、すぐこうこうというまでにはいっていませんが、基本的には村が主体となって、いろんな美ら島づくり花の森整備推進の母体みたいなものをつくって、一緒になっているような事業ができな  
いかというふうに考えています。事業の目的を読み上げますと、海域の観光だけではなく、島内での自然観光や集落の景観促進をするとともに自然を生かした住民への健康増進につなげるような環境づくりを構築しますと。村民も楽しんでいただけるような事業にしようということで取り組んでいます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

いい話と思います。委託先とか仮称とかありますが、これは地域が主体的に、また目的での事業として公募して任せるのか、それとも役場の行政の仕事としてやっていくのか、区としてやっていくのか。具体的に1から6番まで事前調査があった後に苗木とかありますが、はっきり決まっていますか。説明をお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今やはり地域で、それぞれの地域でそれぞれの取り組みもやっています。ですからその人たちも生かす。そして足りない部分については、私どもがその地区の足りない部分のここをまたつくと、いろんなパターンがあると思います。そして足りないところには直営で苗を買って配布。そして補助金を出して、それぞれにやっていただくとか、いろんなパターンがあるので、今、現に活動して頑張っている地区もありますので、その辺を生かしつつ足りない部分は私どもがやっていくという感じで考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

このニーズは結構ありまして、地域や個人からいろいろ話を聞きます。何処に話を持っていったらいいのか。何処に相談したら実現できるのか分からないと。ぜひ要綱とか、細かい内容と予算が決まった時点で丁寧に行っていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

14ページにありますけど、これ私、間違っていると思って政策調整監に電話したら、いや、こういうところもあるからということで、いいということだったんですけど、これを、矢印を見たら潮風で育てきれぬのに限りがあるというふうにしてなっていますけど、このヒガンザクラというのは潮風に強くて沖縄に合っているものなのか、私が知っている限りで、これは東北から本州ですね、あと四国・九州まではあるけれども、沖縄にあるのはヒカンザクラであるんだけど、何でわざわざ本州にある難しいものをやるのか。どこかに書いてありますよね。潮風にはむいてない、何か難しいというか。じゃあ、これは何ですか、緋寒桜ですか、彼岸桜のどっちですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変失礼いたしました、誤字で、今の訂正した部分をお配りしたいと思います。ヒガンザクラではなくてヒカンザクラ、いわゆる沖縄独特の冬に咲く桜のことです。すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この事業はいいことだということで、私は勉強会のおきから申し上げているんですが、ミニユンボというのを買ってくれと。ツツジとか桜というのは、大きい、かたいところもあるので、そういうのが必要なので、スコップ等では難しい部分があるから、1台は村で所有してみんなで使うというふうにしてくれと言ったんだけど、これには何かスコップしかないし、クマノミ、シカのモニュメント作成、どこでやるかわからないけど、そういうのまでついてますけどね、これは何で入れてくれないのかな。事前調査の委託事業、全体計画作成、420万円の必要なのかなと思うんですが、これについて何でこんなに全体計画、補正が必要なのか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、420万円の経費を計上しておりますが、これから仕様書を詰めあっていて予定価格をつくる中で、いろいろおっしゃったミニユンボというアイデアがもし考えられるのであれば、いろいろ流用なりの構築も考えていきたいと思っています。これから細かい仕様書を積算して行って、また御提言も踏まえて、いろいろつくってきたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この現状でハイビスカス、村内でも見られる場所が少ないとありますが、説明資料の右側にシカなどの害獣にやられるというのがありますよね。これは、私は一般質問でも何回もはっきり言って何回もやっているんですよ。阿嘉・慶留間は花いっぱい運動をしたくても、これがあるからできないんだと、何とかしてくれということは何回言っても何の対策一つとられてないんですが、この一括交付金の、これだけの予算でできるとは思いますか。できるかどうか、ちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今年、私の記憶では当初予算でカラスとクマ、そしてイノシシに関する経費も計上してはしまして、大変失礼しました、イノシシとシカです。を計上してはしまして、たしか当初予算にも計上して、それを事業課のほうでも連携して私どもの一括交付金の花構想も連携してやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

8ページの防災対策費の中に離島防災備品設置対策事業ということで、これは2,500万円ぐらいですか、組まれているんですが、参考資料を見ますと座間味島は浄水場、阿嘉島は阿嘉港の体育館、慶留間島は慶良間空港ということで、これはこの備品関係の、そして倉庫とか、そういうものの設置場所、避難場所ということであらうと思っておりますが、これすべてが学校教育、体育館、いろいろ公共機関ですから、この

コンテナの設置場所、備品の置き場所だと思うんですが、この辺はちゃんと許可をとってやられて場所選びをしているんですか、その点はどうか、大丈夫ですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

防災上の観点から、ここに置くと何ていうんですか、迂回路がきっちりあって、そこに必ずたどり着けるという、集落の方々がつり着けるという場所を、この場所を設定しています。許可については、この事業を進める過程の中で同意を取りつけていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

総務課長、私が聞いたのは、確かにその場所的なものを選んで考えてやっていると思います。これ、慶留間島は慶良間空港、空港ですから簡単には許可はとれないんじゃないかなと私は思っています。阿嘉港は体育館と、その辺は各関連の中でちゃんと調整されて、この設置場所を決定しているんですかというものを、やってなければやってない、これからの交渉だったら、これからの交渉ということで、いざとなつて、そっちに置く場合になって、こっちには置けないよとか場所変更とかどうのこうのあった場合には多分困るはずですから、その辺を事前に持って、そして文書で作成して執行部側からちゃんと提出して、許可をもらってやっておかないと、いざとなつたらまた大変なことになりますので、その点はどうかということで今、私は聞いているんですけど。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

事前に許可を得て、この計画をつくってありません。これからですね、防災上の観点でここがいいというふうに案を出しています。そして、例えば今の防災倉庫という形ですね、多分空港内のほうに倉庫を置くとすると、かなり厳しいと思いますので、外の駐車場なり大きい広場を何とかですね、そういうふうに住民がすぐにでも入れる場所、すぐに集合できる場所を、いろいろ空港ならば、いろいろ場所の設置も検討して、管理者等の許可も得ていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

じゃあまだ打ち合わせはされてないということですよ。これは大事なことです。これは前もって、空港内でも駐車場でもですね、すべて金網で囲まれていますから、これ空港の管理機関になっていますから、その辺は学校側、空港、そして浄水場も大事なところですので、その辺はしっかりと検討してですね、ちゃんと関連機関とも相談して早目に決めていたほうが良いと思いますので、その辺は早急にやったほうが良いと思います。よろしくをお願いします。

もう一つ、8ページの観光費の中に座間味村観光、これは受入強化（パワーアップ）事業とあるんですけども、参考資料を見ましたら、いろいろ養成講習会が結構入っているんですけども、これはインストラクターの報酬とか、いろいろ書いてあるんですが、この辺は何月に、これは講習期間を決めて年に何回かやって、そしてこの養成をするのは島の人から募集して集めてやるのかどうか、その辺ちょっと、島の人を中心に人材育成、そしてまた観光の仕事にもしっかりとつながりますので、その辺の中身をちょっと聞

きたいのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの座間味村観光受入強化（パワーアップ）事業について説明します。これは本村の場合、マリンタウンで海関係はかなりのメニュー等ありますけど、陸域についてはまだ弱い部分があります。そこで今回は、これは専門の業者にこの事業を委託しまして、ここに書いてあります5つの事業、陸域のメニューの開発、インストラクター養成講習会、先進地視察、体験ツアー、事業実態調査、それから外部講師による各種講演会、こういう事業を専門業者をお願いして進めていこうというふうに思っています。委託事業になります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

じゃあこのインストラクター養成講習会というのは、例えば座間味・阿嘉ありますけれども、その辺は座間味の人を募集して、講習を受けさせて育成するという事ではないわけですか。阿嘉は阿嘉と、座間味は座間味ということで、できるだけここで雇用を生みながら、要するに育てていくという考えではないわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

もちろん島の人を、人材を育成するというのが目的ですから、この辺はそれを受けた側の委託業者が村内からそういう人材を発掘して育てていくと。そのための講習会も開催していくと。そういうことです。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。できるだけこういう事業はまた、島は島の人ができることは島の人をできるだけ雇用して、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

倉庫、テント等防災関連備品購入設置事業というのがあります。款項目、消防費の消防対策費ですが、この事業の概要について説明願えますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

防災倉庫、テント等防災関連備品購入設置事業という形で12ページの概要書を見ていただきたいと思います。去った東日本大震災の際は、想定外のマグニチュード9とか、想定外の30メートル級の津波ということで、大変想定外が出てきました。私も離島でありますので、有人島を3つ抱えてですね、それぞれにきめ細やかな対応をしなくてはいけないというふうに考えています。村では、いろいろ防災の避難等は別の事業で考えていますが、とりあえず去年、補正予算でいろいろ水、食料、乾パンとかですね、いろいろなも

のをそろえました。これは地域防災計画にある住民の5%という予算で、限りがある予算でやりましたが、一括交付金がありましたので、大々的にこれを展開しようということで、倉庫等の中に防災、うちのほうはやはり観光客もいますので、交流人口がかなり滞在することもあるので、その辺も踏まえた備品類も構築しよう。そして今、先ほど別の議員からも指摘がありましたけど、管理者からきっちり了解をもらっていませんが、避難ルートの検討からいうと、ここに置くのがという形で設置箇所も設置しております。絵にもかかっていますが、簡易なテント等も考えております。事業費については、コンテナ、資材関係で1,500万円、そしてエアテント等で900万円、合計2,500万円の事業費を考えています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

阿佐地区避難道整備事業について、説明をお願いします。それと、今年は村道座間味阿佐線の改良工事がスタートしますよね。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

説明します。今回、避難道の整備するのは125メートルを予定していますが、そのうちの83メートルについては階段を予定しています。それに手すりをつけてですね、階段状で予定しています。簡単な答えですみません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今回は緊急ということで、阿佐地区の避難道が整備されますが、今後、各字から要望があれば、整備して行くのでしょうか。それと阿佐避難道は階段だけだということだけどスロープはないのですね。高齢者や車いすでの避難の場合、結構震災の時、大変なことになっていました。自力で走って逃げる人たちは山に逃げられますが、自力では厳しい人たちがいたときに階段では若干問題があります。その点について、何かありましたら説明してもらえないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

各区に避難道路というのは、それなりに考えていかないといけないというふうには思っておりますが、今、取り急ぎ一番緊急性と申しますか、最初にやらなければいけないのが阿佐なのかなというふうに、これまでの全体的な場所を区画したときに考えております。場所は、阿佐の高月山に上る途中のヘリポートのところから阿佐においていく旧道ですね、あちらのほうを整備したいということで基本的には考えております。

当初の計画の中では階段を、一部階段、一部スロープというふうに考えてはおりますが、実はこの前、全線、実際に歩いてみました。草木が生えて、すぐ簡単に歩ける状況ではないんですけど、全線きれいにやるという前提はありますけど、実際に歩いてみて勾配は確かにありますし、特に入り口、阿佐側からの入り口は簡単にスロープだけというのは難しいのかもしれないですが、予算の範囲内でまずは災害弱者にもできるだけ対応できるような道をつくりたいという話はさせていただいております。予算の範囲内になりますけど、まず今年度はできるところまで、特に阿佐区の、これから総会もございまして、その辺で住民の方々とも調整をさせていただきながら、できるだけベストとは言えないかもしれませんが、ベターな道と申しますか、

できるだけベストに近い道を住民の要望によってつくっていききたいなというふうには考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

52ページかな、この中に備蓄場所ですね、座間味島が浄水場、阿嘉島が体育館、慶良間島が慶良間空港となっておりますが、慶良間空港と座間味島の浄水場はかなり近い場所にあるんですよ。阿嘉港の体育館というのは現在標高は何メートルのところにありますか。これちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

去年の村民運動会でグラウンド整備しているとき、ここは標高というのが体育館の下にございまして、私の記憶だったら12メートルとか、12メートルという数字があって、さらにその体育館の下ですね、その体育館に上るとざっと見ですね、15メートルから18メートルぐらいの高さ、それに2階の体育館のエントランスに上るとかなり確保はできるなど見ていました。ただ実際はかったことはないんですが、今、私のおぼろげな記憶ではそういうふうになっていました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

はっきり言ってこの大震災の後、各地を全部、現在自分が標高何メートルにいるかというのを、大抵のところはわかるようになっていってますよ。座間味村は防災のためでもあるけど、標高はわからないにしても、例えば津波が来ます、山に逃げてください、どこにどう逃げていいのか初めての人はわかりませんよ。避難場所の誘導をする標示板がないんですよ。まずこれは最低でもやってください。

あと、二、三十メートルの津波が来たら阿嘉の人は全滅しなさいということになりますよ、ですからどうしても今より高いところにつくらないといけないんですよ。慶良間空港にはトイレ、水道の設備がある、座間味島の浄水場にもあるわけですよ。ところが阿嘉島は体育館から上は何もないですよ。確かにタキバルの展望台の入り口にトイレがあります。前にも話しましたが、誰が入るためにつくったかわかりませんがね、あれに入れる人ははっきり言っていません。文明国の方は、特に女性だったら余計に入りませんよ、あそこには。ああいうのも含めて、あの辺も標高が高いですから、避難場所にもなれるということがありますので、避難場所に指定するところとかというのは絶対に人間のそういうところは排せつとか必要なもので、そういう場所も考えた取り組みをやってください。

あとは、阿佐の道の避難経路ということに対して、さっきはスロープはないとか言っていましたけど、道幅があれば階段は小さくても済むじゃないかなと。あとは車が通れるようにスロープにして、同じ道に両方できるんじゃないかなと考えるんですけど、コンクリートだったら可能性ありますよね。その辺はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今の件も含めて、この前、現地踏査をしながら話し合っているところがございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それから現場を見ることで、現在住んでいる人たちがどのような状態であるかというふうに、みんな健康な人だけなのか、年寄りもいるのか、子供もいるのかと。で、住民だけなのか、観光客もたくさんいるのか、その観光客はその避難経路を知っているのかどうか、その辺も考えながら避難関係の、防災関係のことをやってください。

それと、これちょっと余談になりますけど、こっちにありませんけれども、2日前ですか、私たち研修会があったときに、総務課長はわかりますよね、政策調整監も、私はこの場で、私は研修会が終わったら防災無線の関係で勉強会をしていきますという話をしました。担当を出してくださいと言ったんだけど、残念ながら来てもらえなかったんですね。そのときに、一緒に聞いてくれということを打診しましたところ、産業振興課長には参加してもらい一度聞いてもらっております、この高速無線システムを利用した何ていうのかな、災害対策と地域住民ネットワークという、この勉強会をしてきたんですけどね、これが災害もそうですけど、観光のいろんなものと関連づけができるシステムになっているようです、ぜひ、議員からこういう話があったから無理に聞くのではなくて、本当に良い物か悪い物か自分で聞いてみて判断し、又、経費を安くして今の総合的なもので縮めた経費をまた他に使えるような形でやってもらいたいというふうに考えています。これに関しては以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

防災計画策定委託事業というのが380万円あります。これは委託事業だから委託するのでしょうか。去年、3.11震災の前日に私たちは阿佐区に災害避難道の視察に行きました。その前に村長は憶えていないかもしれませんが、自治体の防災について、防災クライシスという捉え方で自治体防災関係者の間で大きな問題になっているというNHKの特集番組があるので是非見てくださいと話をしました。その中で防災計画策定に当たっては、行政中心じゃなくて各々の自治組織中心で策定をさせる。その方が実効性があると。個人と交渉する場合に行政が行くと、避難ビルでもなかなか交渉がうまくいかないけど、地域からお願いすると意外とすんなりいくという実態報告がありました。今回、委託事業になっていますが、各字区で防災計画や避難計画の策定の進め方が私はより有効であると思っています。というのは、役場出身が少ない地域もあるし、災害時は実際、役場からの応援が得られない場合も考えなくてはならない。自分達だけで避難しないといけない状況を考えなくてはいけないからです。座間味区のような大きいところはいいですよ。阿佐区とか慶留間区とかは違ってきます。地域住民、区長を中心に防災計画をつくり上げていく事が大事だと思います。実際、他府県でこのような取り組みが実施されています。実効性のある策定をつくるために地域主導の策定、防災策定を進める形をお願いしたいと思います。この事業の概要についてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

昨年、国と県がですね、昨年度です、国と県が防災計画を改正されて各地方自治体も地域防災計画を改正するよう言われています。改正の主な理由は、おっしゃるように東日本大震災の津波の部分の評価、津波の部分についての対応が主な改正になっています。それで私どもは他の市町村の概要を入手しまして、私どもはまた有人島をたくさん抱えている部分、そして先ほど議員がおっしゃったように、やはり地域に密着した、よりきめ細かな地域防災計画をつくる必要性も感じています。そこでそういうふうな防災計画の改正だけにとどまらずに、いろんな観光の人たちに対するいろんな具体的なケアができないかとか、そういうもろもろ



を含めた内容で380万円計上しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一括交付金の事業について、3事業についてお聞きしたいと思います。予算書でいうと企画費の美ら島づくりは参考資料の14ページですね。非常にいい事業だと思います。それぞれの区に、ぜひそれを、区民を活用して区のアイディアを聞きながらいい村づくりができたらと思っています。そこで事業主体及び受託先というところで座間味村美ら島づくり花の森整備推進会、これは今、考えているのはどういった構成のメンバーですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、私どもの認識としては現に区の単位でそういう植栽事業、特に花の事業をなさっているところもあるし、商工会の婦人部のほうはツツジを植えていたり、そういう団体もございます。そして要望等はまた受けております。慶留間のほうでも桜をぜひムイグラーにつくりたいとか、そういうもろもろを受けて、どういうふうなものをすれば効率的にそれが実施するのか、それとも個々を生かすのか、そして総合的な団体をつくるのか、今の段階ではちょっとこの程度しか申し上げられませんが、実態としていろいろ先行的になさっている、そして要望なされたところもある、特に要望はないが、同じような目線でやってほしいという部分もあるので、それをうまくできるような団体づくりか、個々に助成していくのかという考え方をですね、いろいろ検討しながら行っていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先程冒頭にも申したように、大変いい事業だと思いますよ。平成24年度に実施計画の策定というのがあるので、もちろん事務局は村でやるかと思いますが、その実施計画の段階から、例えばここに総合計画がきょう上がっているんですけども、それと同じように慶留間代表、阿嘉代表など。代表でもまた同じ面々だと困ると思うんですけどね、中身がよければいいと思います。そういったのを含めて実施計画額を入れて、それぞれの各字のイメージというのか個性を生かした森づくりができたらと思います。これも冒頭に話したように時間がないんですね。花は、咲いている花を買って置いてきたら、全然また来年は相性が合わなかったりとかあるので、ぜひこの組織づくりを早目にしてもらって実施計画の策定、それから事業着手という形で阿嘉と慶留間は食害がひどいと聞いていますので、それも島の人が一番詳しいと思うので、ぜひ庁内だけにとどまらずに、そういった推進会を充実させて取り組んでいただきたいと思います。

次、同じ予算書でいくと、がんばる観光支援、これは商工費の観光費ですね。参考資料の5ページ、がんばる観光支援事業とあります。勉強会を2回ぐらいやって、それから全員協議会でも話してましたし、これは丸々個別の1から11まで、11は備品費になっていますね。10まで、いろんなイベントがあります。その中で一番これからトップシーズンを迎えるにあたって、ラフウォーターが6月16日、サバニレースが7月1日、ヨットレースが7月7日と慌ただしくイベントがあります。

さて、ラフウォータースイム大会については、一昨年に事故があったということで、昨年開催されておりません。いわゆる行政主導では開催はできないというようなことで、昨年そのまま間が空いたというんですか、開催されておりません。ぜひ一番大きな集客効果があるので、民宿にもやってほしいということで呼び

かけたら、今、民間主導で実行委員会が立ち上がっています。それで、ぜひ民間主導でやってくださいと村長が呼びかけたときに財政的な支援は惜しみませんというようなことも聞いた覚えがあります。

そこで、この今のがんばる観光支援事業の中で6番目のラフウォータースイム、50万円ということであつたわけております。私も実行委員会にかかわっているもので、これはなぜかかわっているかという、先ほどから話しているように500名の人たちが来る。クイーンさまみに大変な効果があります。村の民宿にも大変な効果があります。一番財政的な効果が、経済的な効果があるのが、このイベントなんですね。タイムスも、これまでは共催してもらって、トップで記事として載せていますので、対外的にも効果があると思います。

そこで今年のラフウォータースイム2012の予算を詰めるところは詰めて、昨日ぎりぎりまでつくったのがですね、タベ、やっぱり支出が195万8,000円ぐらいかかるんですね。この中から、この50万円の補助金だということ、勉強会、全員協議会を通して聞いていたので、例えばこの195万円のうち収入に充てるのが、パワースポーツより安全対策費、これも10万円、2010年と同額です。パーティーチケット代、同額です。テナント代、少し上げました。広告代、これも同額。そして補助金を積み上げると、そこに一番経済効果がある民宿から売り上げの5%を徴収しますということで30万円ぐらい入るの見込んでいます。そうすると収入は159万8,000円になっているんですよ。この50万円を入れると予定してですね。どうしてもまだ36万円ぐらい手も足も出ない状況なんですね。民宿からも、民宿は近ツーが手配しているので、近ツーに10%持って行かれます。その残りから5%実行委員会にということで、15%を支払いてもやるんですね。ところがそういうことをしても、この50万円も見込んで、あと38万円、全然足りないんですね。

そこで、これラフウォータースイムの2010年の決算書を見たら、歳入に前年度からの繰越金が55万5,000円あったんです。村からの補助金は、最初の予算は13万2,000円だったんですけども、決算では16万3,000円となっています。だから16万3,000円と55万5,000円の繰り越しを入れても、既に70万円ぐらいいくんですね。それで、やりくりをしていました。この剰余金、そのときの、今回私が繰り越してもらおうのは1,671円しかないんですよ。そこで最後に言いたいのは、このがんばる観光支援事業、頑張りますから、これこっただけしか見なかったことにしますから、ぜひ総額は変わらなくても少し修正して、どこかに委託するんだったら委託をお願いしたいと。もう集客も始まって、約一月後には慌ただしく動いていると思います。目の前に差し迫った事業なので、ぜひ御検討いただきたいと思えますけれども、村長いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

また検討しますと言うと善昇議員に怒られそうですが、まず総額は決まっております、予算提案させております中で多少のやりくりは可能なのかもしれません。ただ、この詳細に関して大変申しわけないんですけど、やっぱり担当として詰めている部分もありますから、私が、はい、いいですよという、簡単に言えない部分もあると思うんですね。ほかの事業との予算の関係もあります。ですから、予算の範囲内でできる限りの相談をさせていただきながらというのが大前提になるのかなと。きょうは、ここまでしかちょっと申し上げられないのかなと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは、そもそもこの事業は座間味村、事業主体及び受託先で座間味村及び座間味村商工会となっております。この額を見せて、この条件で商工会にどうだと言ったら、これ決まっているようにイメージするので、私が言いたいのは、ここを少しいじってから修正するか、めくってから送るのかやれば、内部で融通がきかせると思うんですよ。例えば隣のシーカヤックです。同じ50万円入っているんですけども、こんな予算措置ができていいのかどうか、しかも開催日程はいつなのかどうか、ちょっとわからないと思うんですけども、そういったところをぜひ皆さんの中でやりくりして、私、足りないから言っているのであって、それを受託先に充ててほしいと。受託先に、これでやりくりしなさいと言うと、何でこれはこうだったんじゃないかとなりますから、それをぜひ皆さん、内部で調整して向こうに預けてほしいと思います。これについて担当課長。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これにつきましては、担当課は私たち産業振興課なんですが、担当と、それから商工会と再度調整したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

調整して、今話したぎりぎりに昨夜予算書をつくり直しました。その上で、全然38万円ぐらい足りないもので、それをこの中の総額はいじらなくてもいいので、調整して、ぜひ第三者に委託するなりしていただきたいと思います。

あともう一つ、同じく観光の座間味村観光受入パワーアップ事業、これ参考資料の8ページ、先ほど担当課長から詳しく委託事業の概要とか読み上げていただきましたけれども、このインストラクター養成講習会、このノルディックウォーキング、ロゲイニング、自然観察、星空観察、戦争体験語りべとあるんですけども、このメニュー、このインストラクター養成については、どこかで検討されて、庁内で検討されて上がってきたんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

このメニューについては、専門業者のほうから一たんこれについて資料を上げてもらいましたので、それをそのまま計上しています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これを全員協議会で初めて目にしたときに、ロゲイニングというのは皆さんわかりますか。私は昔からオリエンテーリングというのは、よく知っていたんですよ。座間味でもやったことがあるし、実際に運営していました。そのロゲイニングというのが大体同じようなものなんですね。それで、同じものなんです、山のポイントを歩いて。だから全然用語も知らないのが、ここに出てくるというのが、そもそも今言ったように外部の団体から何か営業があったのか、初めて聞いてほれ込んだのか、新鮮さがあったのか。ノルディックウォーキングについても、この1年、半年内ぐらいに外部から来てやったのが、ここに出てきたと思うんですけども、ほんとにこれを座間味村で、オリエンテーリング、ロゲイニングについては山奥の中を歩かせ

れば、大体雨でも大丈夫だと思います。ノルディックウォーキングについて、ノルディックウォーキングにけちをつけるわけじゃないですよ、果たして両手につえを持って歩くのが座間味村でイメージ的に合うのかどうかというの、十分検討したのかどうかですね。もう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

このメニューについては、実際こちら側で検討したものではありません。これについては、すみません、訂正します。こちら側で提案したものを、さらにその業者のほうでまとめてもらったものです。中身については、これからまたこれを進めていく上で、いろんな会議等を進めていきます。そういう中で再度検討する必要もあるのかなと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

県の事情で昨年から児童生徒の交流事業がありますね。今年も多分来月の初旬ぐらいから今帰仁村の天底小学校の5年生31名が座間味に来ます。そこで、いつも思うのは陸域のメニュー、そのガイドを求めているんですね。そういったのが求められている中、せっかくだから例えばバードウォッチングとか、トレッキングとか、だれが聞いてもわかりやすいものだったらですよ、わかりますよ。これについても先ほどの推進協議会みたいなもの、どうせだったらガイド養成するんだったら、推進協議会をつくって、村全体でやったほうがいいんじゃないか。その中でメニューもつくってもいいんじゃないかと思えますけれども。そこで、さっきの子供たちもそうなんですけれども、エコツアーの線という言葉が少し、何かだんだん薄れてきているような気がするんですよ。エコツアーと言えば聞こえがいいし、そのエコツアーのガイド、インタープリター養成事業と言えば、いろんなメニューに波及できるんですね。なぜここにロゲイニングとか、聞きもしない言葉がいきなり出てきているのかなというところが少し不思議です。ぜひ協議会を設置して、村民からもいいガイド、いいインタープリターをつくれるようにお願いしたいと思います。

この中の5番目の、これ英語、中国語、ダンス、料理、接遇、これは外部講師による各種講演会なんですか。英語で講演会をやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

講習会。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

さらさらとさっきのものを聞いていたら、一番上には養成講習会があるんですけども、聞いていてちょっと不思議に思ったのが、講演会へ行ってスペイン語の講演会を聞いてもわからないんじゃないかなと思いました。これ、きのう議会で一括交付金の説明があったらしいけれども、これは何ですかと聞いたときに、講演会しますと言えないもので、講習会でいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

はい。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。

ほんとにもう一回、村民におろしてですね、このガイド養成、インタープリター養成をやってもらえれば、陸域のメニューがかなり開発できると思いますので、頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

関連といますか、8ページ、同じようなことなんですけど、トレッキングの話が出ていましたけど、どこをこう歩けばいいのかなと、自然観察。海以外の陸域を今からやろうとしているはずなんですよ、これね。陸域メニューの開発と言っていますから、向こうをどうしようと考えているのか。インストラクター養成講習会は、ここに書いてありますけど、陸域メニューをほんとの意味でどうしようかと考えているはずなんですけど、どう考えているのか、ちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この辺は、すぐどこということではなかなかいかないと確かに思っています。外部講師を招聘しながら、いろいろなインストラクターの資格を取ってもらう、あるいは勉強をしてもらうということが、まず初めになってくると思います。その中で、そういう専門知識を持った方々と一緒に共同で座間味の例えば、あるいは阿嘉島の、慶留間島のルートを開発するとかですね、そういうふうなことをやっていくべきではないかと思っておりますし、私たちがこのルートを、ガイドをさせるんだというイメージでは全然なくてですね、みんなで作って上げていく。例えば先ほどのトレッキングもいいでしょう、ノルディックもいいと思うんです。ロゲイニングも例えば祐司議員からもいろいろとレクチャーを受けたりとかして、いろいろ話を聞かせていただいておまして、例えば自然観察もですね、単純に自然観察と書いておられますけど、幅は広くて草木なのか、チョウなのか、鳥なのか、いろいろなものがあると思います。こういうのを、ここに書かれているのは、これをやるというだけではなくて、こういうのは例えば例として挙げているだけで、座間味村の可能性としてほかにもいろいろなガイドが必要だと、あるいは可能性があるというものに関しては、どんどんやる人がいれば、あるいはちゃんとした講師がいれば、やっていけばいいんじゃないかなというふう考えております。

先ほどの質疑ですけど、どこをどうというよりも座間味島全体、阿嘉島全体、慶留間島全体の中で、どういうコースがつけられるのか、あるいはどういうガイドが養成できるのか、そういうところからやはりみんな先ほどの大城議員の話に戻るところもありますけど、みんなでの座間味のよさをどう伝えて、観光客がふえるのかというところから始まるのかなというふうに考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か委託業務がいろんなものでありますけど、外部に委託してどうのこうの言って、メニュー開発するよりは、先ほど村長が島のことは島の人がよくわかるんだという、その名のとおりね、島の人が、やっぱり昔

からのこと、あとこれは歴史ともつながりますけれども、例えば山だったら、ここは何というところなんだと、それでどういう山なんだということも、自然観察しながらもできるので、ぜひとも島の人を中心としたものがやれるような、方言で言うとンカシミチグワー、昔、薪をとりに行った道とか、今の子供たちはわかりませんよ。何のために、この道があったかもわからないはずなんです。観光客をそこに連れて行くと非常に喜んでですね、こういうところがあるんだと。車が通らない道で、こんないいところがあるんだということで喜んでおりますのでね。そこに行くまでは、車が通るかもしれませんが、車が通るところは余り来ないから、産業振興課長、何とかお願いします、村道をね。

あと、先ほど私ちょっと村長に聞いたかったのがあったんですけど、ラフウォーターの件です。ラフウォーターは何といいますか、事故が起きたがために行政ではやらないということで、今度民間になったということでもありますけれども、その民間でやった場合に補助金を出しますということ何か約束をされたということでもありますけれども、大体がラフウォーターで、何で死亡事故が起きたのか。行政でやっているときに、それだけ対策をとって、どれぐらい金をかけて対策をとっていたのか、その辺をちょっと話してもらっていいですか。

#### ○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おとしの事故に関しましては、まずそれまで実行委員会とは言ってましたが、どっちかという役場が中心となった実行委員会だったと思います。それまでいろいろ指摘事項がありまして、その前の大会まで。例えばシーカヤックをこいでいる安全対策の係からは数が少ないんじゃないかという話があったり、あるいはにわかで一生懸命カヌーのシーカヤックの練習をした人がスタッフで入っていて、何かあったらどうしようかという意見があったりという、危機管理に対するいろんな意見をちょうだいさせていただきました。事故があったときの対応策として、救急はもちろん私たちのほうで常備でやっておりますが、その中で医者が、いわゆる座間味村で働いてもらっている医者に口頭で、あるいは文書でお願いをして、何かあったときはお願いしますねという体制をとっていたんですが、さて、じゃあこの場合に村民の中で、レース以外のところで事故があったり、病気が発生したときに、どう対応するんでしょうかというクレームといいますか、厳しいんじゃないの、そのときはどうなりますかという話もあったりとかということで、おとしの大会に関しては、じゃあちゃんと別から、村で働いている医者じゃない方に報償費をあげて来てもらおうということで招聘をしてですね、外部の医者を常駐させながら大会に挑んでおります。その中でも、やはり当時から聞こえてきたのは、シーカヤックというか、レスキューチームがやっぱりちょっと不安だよという話をしていたりとかですね、事故があったときのレスキュー体制というのは、もう一度見直したほうがいいという話はありませんが、おとしに関して、そういう改善点はよくしていたところでございます。

その中で、内部の話をあえてさせていただきますと、おとしの大会を境に来年以降は民間の方々にしてもらいたい。それができないんだったら、開催って、この状況だったら厳しいんじゃないかなということで、いろいろ話をさせていただいています。というのは、行政のほうからいろいろな方を、ヘルプをお願いするんですけど、なかなかシーカヤックのスタッフを集めきれない。仕方なく、どうかお願いして来たのはシーカヤックに乗り慣れていない人で、にわかで1日、2日軽く二、三十分練習した人がやっていると。そういう状況の中では、やっぱり行政としては責任を持って、このレースを開催できないんじゃないかというふうな話をしていたこともありまして、行政主体にやるのは今回で最後にしようねという話をしていたのが、おとしの大会だったんですね。そういうのも踏まえてというところもありまして、事故が起こったからという、ただそれだけがきっかけで去年やらなかった、あるいは今年もやりませんと、そういうことでは

ないということですね。体制としては、そういうふうな形でこれまでやってきております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

このレスキューといいますか、そういうのに全体的に完璧に配置できない理由は多分予算面にもあると思われるんですが、そのときに参加者は何名いて、その大会に参加している参加費がありますよね、それがそのときに幾らぐらいになっていたか、わかりますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の時点で、ちょっと私は即答しかねます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

アバウトなものでいいですよ、例えば先ほど大城議員が500名来るんだということを言っていましたから、1人1,000円の大会参加費なのか、2,000円なのか、3,000円なのか、そのぐらいは担当課長はわかりませんか、元担当課長がいたらわかったかもしれないけれども。大体アバウトでいいんですけどね。その大会費だけでは、大会参加費だけでは、その安全面に対するお金が足りなかったのかどうか、運営費として足りなかったのかどうか。その辺が私、ちょっと聞きたいんですよ。これなぜかといいますと、自分たちでは安全対策は完璧にはできなかつたと、お金もないし、スタッフも配置できなかつたと。だけど民間がやったら50万円の補助金を出しますよという話になったら、それは補助金を出すに当たるのかなと思うんですよ。逆に責任逃れしているのではないかと、感じがあるわけですよ。だから、私は知りたいわけですよ。大会費、参加費が幾ら集まって、幾らレスキューに掛けたのか、幾ら安全対策にほんとに使ったのかということを知りたいんですよ。これ決算書が出ているはずなんですよ。決算書があったら、担当課が保管しているはずなんです。それを出してもらいたいなと思って。だからこの補助金の意味、これに対する、だから50万円なんだよというものを出してほしいんですよ。調べられるんだったら休憩してから、上げてもらっていいですか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、産業振興課長から2010年の決算書、これは決算書ではないな、決算書案ですね、もらったんですが、今一分からないのが今年50万円の予算を組んでいますけど、2010年は16万3,000円と。これは先ほど大城議員が発表していましたから、多分そうなると思いますけれども。あと、パーティーチケット売り上げとあるんですよ、66万6,000円。大会に参加した人が何名いるのかが、よくわからないものですから、これは担当課長、答えていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

パーティーチケットの売り上げで66万6,000円計上されていますけど、これは1人3,000円の222名分として収入のほうに入っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

パーティーチケットのこの下に安全対策費とあります。（1）パワースポーツより10万円と。このパワースポーツって何ですか、ちょっと説明してください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

パワースポーツは、このラフウォータースイムの運営をしているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おかしな話ですね、パワースポーツというところが運営してて、座間味村の実行委員会、実行委員長は村長じゃなかったですか。運営しているところということは、何もなしで、ただ10万円出しているんですかね。これを、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

安全対策費ですね。もともと当初は、これ何回目かずっと続けてきた大会ですけど、当初は、この安全対策費というのは、たしかもらっていなかったと記憶しておりますが、例えば2種類のレースをするに当たっているいろいろな経費がかかります。行政からの補助金、あるいはパーティー売り上げの中での純利益等々も含めて、そこだけでは賄えきれませんよという当時話があったと記憶しております、何年か前から、じゃあ10万円を私たちのほうから出しましょうということで、パワースポーツから話がありまして、この実行委員会の運営経費の中に安全経費対策費ということでパワースポーツから10万円をいただくようになったというふうに記憶をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この支出部分を見ただけでも、実際は安全対策費、船舶燃料代と。10万6,000円と、6,000円の赤字になっていますよね。ライフセーバーでも10万円出る。安全対策費でどれが主になっていっているんでしょうかね。この安全対策費が、船舶燃料代が2010年だけ出たわけじゃないと思うんですが、これの使われ方がちょっとおかしいような感じがするんですよ。先ほど課長はパワースポーツが運営会社とおっしゃっていましたが、これはただではやってないはずなんですけどね。運営会社というのは、何をするにしても利益を追求する会社だと思うんですよ。でも、これから考えると、パワースポーツにどのぐらいお金がいて、この10万円が出てきているのかがわからない状況になりますので、これは後日でいいですから、



教えてください。

それとこれはあれですよ、パーティーのチケット売り上げがあって、何ていいますか下ではこういう表彰式の中でね、パーティー費用というのがありますので、それは確かにそっくりそのまま来たような感じではありますが、ほかの安全対策の費用、介護スタッフの保険料だったり、バス代であったり、運営費自体にしているのが、寄附金であったり雑収入であったり、村からの何ていいますか、補助金ですか、これだけしか使われてないんですよ。これ、だれがどう見てもおかしい話ですよ、これ。まさか、この大会にただで参加しているはずはないと思うんですけどね。私は、何か大会参加費があると聞いたんですが、これは実際にあるんですか、どうですか。額はわからなくてもいいですけど、あるかどうかだけ教えてください。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

参加費についてはパワースポーツのほうに支払いしています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ何ていいますか、大会に参加するという、この選手というのは、トライアスロンでも参加費は出るんですよ。それに大会参加費に何が一番予算が削られているかと、安全対策なんですね。今、課長がお答えになりましたパワースポーツというところはイベント会社なんでしょう、大会参加費は取りますと言って取っているはずなんですよ。100円、200円の額ではないと思いますよ、これは。その中で安全対策費は、わずか10万円なんですよ。だから2010年の事故というのは起こるべきして起きたというふうにしは私は感じないですね。要するに安全対策もなされてない大会を、実行委員会として座間味村があったということね。これはやっぱり村長が言うとおりの安全対策がちゃんとされてないんだったら、もうやめるべきだと。でも、やめるべきをね、じゃあ民間にそのまま投げていいかということなんですよ、でしょう。役場が責任持てないから民間でやってくださいということにはならないと思うんですね。だから逆に勇気を持って、安全対策はどのぐらいまで金かけてやるかと聞いて、これが前回と同じぐらいですよとパワースポーツから10万円出ますから、それでやりますよというのであれば、やめてくれと。座間味村でもう一事故が起きたら、もう二度と立ち上がれないから、立ち直ることができないからやめてくれというぐらいまで安全対策に対してものを言わないといけないと思うんですよ。逆に50万円が多いか少ないかというよりは、必要であればもっと出そうと。だけど一つ言えるのは、さっき言った個人会社名が出ているんですが、その運営会社がね、もらうのはもらって10万円しか出しませんというのはおかしい、はっきり言って。何で座間味村は、またここに50万円をね、また向こうの会社がね、一会社がもうけるためのものを、こっちが金出さないといけないのかということになりますよ、とらえ方によっては。大城議員には悪いですけど、ラフウォーターによって500名来ると。はっきり言いますが、これは座間味だけの話なんですよ。阿嘉・慶留間は全く関係ないですよ。一地域に限ったことなんですよ、これは。そうすると阿嘉・慶留間の人たちが、何でそこにこれだけ金出して、また事故を起こして、座間味村全体をだめにするかということになってきた

場合には、どうにもならないということです。やるなら徹底して安全対策をやると、そのかわり200万円でも出すよというぐらいにやっていかないと、対策しないと、もう一事故が起きたら村長、大変なことになりますよ、これ。宮里哲村長が、村長をやっているときに2回死亡事故を出したということになったら大変ですよ。実行委員会が離れていようが、ここに補助金出すわけですからね。それについて、どう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと先ほどの発言といいますか、質疑の中で安全対策が不十分だったというようなとらえ方をされている部分がありますけれども、十分じゃなかったかもしれないんですが、まず前々回、前回の大会に関して不十分だったというよりも、十分じゃなかったかもしれないですけど、その当時の座間味村の中での人、あるいはお願いをしてきた医者、できる範囲の中で安全対策は講じてきたつもりですが、まだまだ足りないんじゃないかなというのが適切な私から発言をしたかった内容であるということ、まず最初に話をさせていただきたいと思います。

それと金城議員おっしゃるのはごもっともでございます、これは仮定の話ですから簡単には言えませんが、やはり安全にそのイベントをしていただいて、座間味も観光地として盛り上がっていただくというのはとてもいいことです。まず最終的な決算の中で相手の受け入れ側の業者がどうなのかというところも含めて、私たち行政ができる範囲のお手伝い、お金も含めて。相手側の事業主体、事業を実施する側の業者のできる限りの財政援助なのか、あるいはマンパワーの援助なのか、そういうところも勘案しながら先ほど50万円よりも上げてほしいという話も含めて、すべてを勘案しながら補助金に関しては考えさせていただきたいと、調整をさせていただきたいというふうな答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、やはり金城議員御指摘のとおり、やはり座間味島が中心になっているイベントですよということもありますので、ほかの阿嘉・慶留間のほうでもいろいろなイベントがもしあるのであれば、助成、あるいは補助金を拠出するに値する内容であれば、また私たち行政としても税金の中からではございますけど、考える部分は一生懸命考えていきたいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

地域にこだわってという話は余りしたくないんですけども、結果的にはそうなっているんですよ。何かあったときには、座間味だけではないかという話が多いものですから、だからそういう事故が万が一あった場合には、おれたちと関係ないだろうという人も出てくる場合があるので、補助金の出し方に非常に気を付けてほしい。

村長の答えの中で安全対策はやったけど、予算が足りなかったということ。要するに前年に例えば安全対策のチームの中から対策は十分じゃないから、もうちょっとちゃんとしてくれという意見があったという話はしていましたよね。ということは、それに当たった人たちから見れば全くなっていないんだと、だから自分たちは本当はこの大会には参加したくないんだという気持ちになっていく場合もあるわけですよ。だからもう、嫌々でもいいから行政がやってくれるからやりましょうかという、嫌々な気持ちで参加したかもしれないし、何で私がこういうことをいうかと、1つのイベント会社にお金が入っているのに安全対策にはそれだけしかやらない。そこに同じ金額、それを上回った金額を村が補助金として入れてやるか、それはおかしい話だよと。一個人会社を助けるためのものではないでしょうと、この大会は。逆に言えば、イベン

トやったら、はいじゃあ20%もうけて、80%は安全対策に入れなさいと、競技運営費に入れなさいというぐらいは実行委員会から言わないと何にもならんということですよ。相手が、例えば仮にですよ、200名参加としましたら5,000円でも100万円になるわけですよ。村に10万円出したら、90万円儲けですか。募集のためのいろんなものを行ったとしても、じゃあ90万円全部経費に使うのかといたら違うんですよ。それで人件費払ったって3分の1しか使いませんよ。じゃあ、あとのあれは完全に吸い上げじゃないですか、利用されているだけなんです。その辺も考えて、補助金を出すに当たってですよ、これは出すことには私は反対しません。だけど、やるからには徹底して、安全管理を徹底した形と、今言うそのイベント会社に、あなたたちもちゃんと金を出せと、そうじゃなかったら二度と座間味村の名前を使うなどいうぐらいやらないと、はっきり言って足元すくわれますよ。これ、言うておきます。だから額の検討もするなら、その辺まで腹くくってやってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

余りにも金城議員が過激な発言をされていますが、一生懸命にやられている実行委員の皆さんがかわいそうです。ただ、一事業者で利益が出ているということも確かに事実ですが、地元の宿泊業者にも利益が出ていることも事実です。実行委員の手元には経済報告もあります。一方的に決めつけるのはどうでしょうか。今後どうするかと現場とのあり方をどうするかという問題は終わった後で議論すればいいと思います。今問題なのは、差し迫った、あと1カ月に迫ったラフウォーター、これはもう止められない。安全にこのイベントを成功させるためにはどうしたらいいか。まずこれと、今後どうするかというのは分けて、私は議論すべきだと思っています。

実際問題、実行委員の方々が苦勞していろいろやって190万円かかると、足りないと言っている。実際問題、業者とのかかわりが適切かどうかとか、今までの歴史はどうかとの話は置いて...、それは検討すべきだが、今後そういったことに対してどうやるかは今後の課題であって、差し迫った1カ月後のイベントの安全性について、ちゃんと健全なイベントとしてやるために、ほんとにこの50万円の補助金の額が適切なのかどうかというのを、まず考えてほしいということですね。余りにも実行委員の皆さんだけを悪者にしないで、ちゃんと実行委員会が運営できるような形で、今回、村の名前も出しているわけだから、よく検討すべきだと思っています。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

商工観光費のがんばる観光支援委託事業とパワーアップ受入事業、この事業概要の説明お願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、がんばる観光支援事業なんですが、これは資料5ページのほうになりますけど、読み上げて説明したいと思います。まず地域資源を活用した自然に通じた魅力的なイベント活動を強化する必要があると。それから民間の力を活用することが効果的であり、地域の民間活力を生かしたイベント活動の強化に向けた取り組みを活性化し、民間主導に観光コンテンツを作成し、地域の魅力向上を進める仕組みを構築するという事で事業実施いたします。

事業の中身につきましては、ざまみ祭り、それから座間味島ファン感謝月間、あか・げるま祭り、ホエールウオッチングフェスタ、ヨットレース、ラフウォータースイム、シーカヤックレース、観光大使県内PR大使大作戦、多言語パンフレット作成、サバニレース等の補助金となっております。

次に座間味村観光受入強化パワーアップ事業、これも資料8ページのほうなんですけど、事業効果のほうをちょっと読み上げてみたいと思います。近年、フリープランでの観光客が増加傾向にある中、悪天候、海上しけ等でダイビング、海水浴、シーカヤック等ができない状況の場合に陸域メニューにより新たな座間味村の魅力を発見する。本村の陸域の魅力をより一層感じてもらい、長期的・安定的なリピーターを掘り起こし、島の活性化につなげるという目的で事業実施しますが、これは事業委託業務の概要として5項目挙げております。陸域のメニューの開発、インストラクター養成講習会、先進地視察、体験ツアー、事業実態調査、それから外部講師による各種講習会、こういう事業を予定しております。以上、よろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

がんばる観光支援事業委託費、約1,100万円。パワーアップ事業で約1,500万円計上されています。前向きな形の事業展開になってはいますが、先ほどのイベントの具体的な話から、描いている絵と実際とはギャップがあるということです。せっかく多額の金額を、予算化をするわけだから、もっと精査して、観光事業者、住民の方々が、これだけの金を使ってもよかった。一括交付金は、よかったという形の事業にぜひしてほしい。安全対策を一貫して徹底して、観光事業にしても予算の振り方も検討すべきじゃないかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

水産振興費2,727万円、座間味村鮮魚美食事業委託費について、これは委嘱事業ですね。資料の座間味村鮮魚美食事業というのがあります。その事業内容、概要についてお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

資料の9ページ、これも資料をちょっと読み上げたいと思います。本村は豊かな水産資源を生かし、地域力、人材、資源、伝統などを発揮しながら、観光産業との融合した水産業を創出し、地域の魅力向上を図る。それから観光客への食事から特産品まで地域の素材を生かしたを提供することが可能となり、これまで以上のサービスの提供が可能となるということで、この事業の概要としましてはパヤオの設置、それから鮮魚輸送用冷凍コンテナ、それから直売所の設営・開設、担い手育成、資源管理、小型漁船緊急連絡システム等の整備をする予定です。これは座間味漁協に委託をする予定をしております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず10ページの資料、若干前の資料を添付している部分もありますが、まずは私ども阿嘉島臨海研究所のいろんな功績がありますが、いろいろ…。大変失礼しました。

10ページの資料、これはちょっと前もってお断りしたいんですが、まず、ちょっと古い資料を添付はしておりますが、まず阿嘉島臨海研究所が、いろいろオーナーの方のいろんな事業自体のですね、財団として

の事業自体の閉めもいろいろ検討されていると聞いています。そして自然保護課さんのですね、また別途のですね、クリーンセンターでの事業も展開すると。サンゴに関するいろんな可能性がいろいろ出てきていると。そして、むしろ阿嘉のほうの研究所の部分は、これだけ頑張っている成果をやっても、もう1つはあそこですね、種苗センターの部分も何ていうんですか、東京のあそこの特に植えつけの部分の事業も終わりがけるとか、いろんなきっかけがあつて、これらについてぜひコーディネートをして水産振興にも結びつけるようなサンゴの移植というのをですね、発案がありましたので、私どもとしましては、そこを発案された漁協とも一緒になって、この事業をコーディネートしようと思っています。

基本的にはサンゴの種苗を養成する技術者の育成とか、そういうもろもろを中心に、まずは600万円程度。そして事業実施については、600万円程度で事業実施をしていって2年、3年とですね、この事業を膨らませていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

本日の会議時間は3議案審議未了のため延長します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本日の会議時間を延長することは可決されました。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この一括交付金制度、今回から始まっていますが、制度自体が出来上がった物ではない。そこで執行部、役場の職員の皆さんも県と交渉、国と交渉し、そして、国や県から承認されたものを我々議会に予算の承認を求めている。非常に、いびつな形になっています。実は議会としても非常に扱いづらい。国と県と役場で、この「使い勝手のいい一括交付金」制度で予算を作つて、もう議会はいらんんじゃないか形になっていまして、地方自治体の根幹そのものを揺るがすんじゃないかと思うような制度になりかねないのかなと思っています。非常に問題がある。それで、今回、提案された予算案での一括交付金事業について、議会が承認しなければ、せっかくの一括交付金予算は流れることになる。非常に難しい話になりますが、承認せざるを得ない状況になっている。そこで、こういった事業をやった後に事業評価制度というものを、ぜひ外部事業評価制度をですね、内部、公務員同士でやる内部評価制度、国や県に報告書をあげるための事業評価じゃない事業評価制度をやるべきだと思います。これは執行部からやるのか、議会で作つて行くのかは別として、そういうことをやらないと予算の垂れ流し、要するに根の生えない金の使い方、住民の望む、納得し満足のいく予算、一括交付金にならないと思います。今年度、承認された予算は、来年9月に決算承認になります。今年度の予算と来年度の予算については、この制度のいびつさから、我々議会、議員が予算審議でなかなか十分な議論ができない。要するに国が、県が認めたものしか予算化できないわけだから、議会がどうのこうの言う問題ではない。議会の承認より先に国や県の意向がより大事な制度ですから、せめて、外部事業評価ですよ、内部評価じゃなくて。制度というものを考えるべきだと思います。村長はどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、この一括交付金という表現をさせていただきますが、この事業に関しては国の要綱、あるいは県の要綱も含めて、ちゃんと事業評価をしますよと、あるいは補助金の事業と同じ補助金の適正化法が適用されますよという観点からしても、まず確実に事業評価はされるという国、県のチェックがまず入る、入る前に事業に適しているかどうかということも含めて。評価に関しては、それが事業として実施したものが、それなりの効果を上げているのか上げていないのか、そこまで見ますよという大前提がまずあるということが1つでございます。そういうこともありまして、しっかりと私たちもやらないといけない。それと一番の問題は事業評価もそうですけど、やはり住民にとって使い勝手といいますか、住民に経済効果を与えられる事業かということところは、私たちもちろん大切に考えておりますので、パブリックコメント等も含めていろいろなアイデアを募集させていただきました。これからも、もし来てですね、いいアイデアがあったら、できるだけ目を通していただいて、私たちとしては今後、額は変わるとは思いますが、10年間は沖振法の中で一括交付金という制度が担保されましたので、今後、今年は1年入っていますけど、来年以降に関しては、ある程度の事業計画みたいなものを皆さんにお示しして、もちろん住民の皆さんにもお示ししながら、どういった事業ができるのかというふうなことも考えていこうというふうに思っております。事業計画ができましたら、また皆さんにも目を通していただいて、いろいろと御意見を伺いたいということと、事後評価に関しては外部から入って、知事から助言があるとかですね、そういうこともちゃんと文言はうたわれておりますので、しっかりとその辺は、それ以外も含めてやっていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

確かに外部とか内部とかいろいろあると思いますが、公務員同士の、補助金を出す側ともらう側のそういった外部評価じゃなくて、住民評価制度がいいな。外部評価という言葉が使えなければ、地域評価制度ということ。制度的にいろいろ制約があるとしても、予算を取るだけではなく、事後でもいいから地域評価を制度的にやることによって、やっぱり生きる予算になると思います。職員と行政と住民との一体感なり、ものづくり、予算づくりというものができると思います。役場としては、大変とは思いますが、ぜひほんとに事業仕分けじゃないけど住民評価制度でいきましょう。そういったことを制度化して座間味村は頑張っていくと。これは議会がやるのか、執行部がやるのかだけですね。知事がやるのか、国がやるのかじゃなくてですね、そういう趣旨で発言しています。何かありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提言ありがとうございます。また怒られそうだったので、検討しますとは言えませんが、いろいろと議論させていただきたいと思います。ぜひ、また議員の先生方のお知恵も拝借しながら、議論させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第25号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第9. 議案第26号 座間味村第四次総合計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この総合計画、基本的によろしいのですが、一言、二言言わせてください。18ページに座間味村の将来の人口及び観光客とがあります。数値目標については、これまでさんざん言いました。数値目標は後でやります。文章からいきましょね。この中に、楽園ZAMAMIという言葉が出てきています。この取り扱いについて、入島税導入のときの説明の中で楽園ZAMAMIに書いているから導入しますという話がありました。この間、執行部とのやりとりの中で、ホームページに載っている楽園ZAMAMIについての執行部の考え方、過去に策定されたものだけど、うまくいったいかなかった、総括と評価についての質疑をしたことがあります。それについては具体的に総括されていない。村長の考え方も、いまだに明言されていない。この間していない、議事録には見えない。別に批判ではなくて、そういう中で、ここにまた楽園ZAMAMIが出てきている。

去年の入島税導入論議の時もこの話をしました。22ページに海利用に関する基本的な考え方があり、基本方針の中で2番にエコツーリズムの推進とありますがエコツーリズム推進法に明記されていない。「法」というのが抜けて、そういう文言が一言も入ってこない。エコツーリズムを推進するけどエコツーリズム推進法はどうなったのか。楽園ZAMAMIではエコツーリズムは入っていたんじゃないかな。そういった中で総合計画のつくり方として、職員が担当して作りあげたかもしれないけど、楽園ZAMAMIに対する捉え方が庁内で統一されていないのではないかな。文言の使い方、資料の使い方、考え方、使うんだったら統一すべきです。それが感じられるんですね。

それとエコツーリズムは記述されていますが、エコツーリズム推進法についての今後、今どうなっているのか。今後やるのかやらないのか。実際、環境省もいろいろやって慶良間海域保全会議、協議会とかありますが、そこでの動きが、この間の流れが現執行部と前に楽園ZAMAMIを作った時の流れと、ダイビング協会の取り組みとか、いろんな流れがありますが、その話はどこまでいって、継続している取り組みなのか。終わった話なのか。

今後の村づくり10年の総合計画でエコツーリズムを足がかりにしてラムサール条約があって、国立公園、

世界遺産という流れが、当然、聞こえてはきますが、そのような流れの中でエコツーリズム推進法が出て来ない。い流れが見えないというのが一つ感じた点です。その件を総括して答弁してもらいたい。とりあえず現在エコツーリズム推進法の取組みの現状を教えてください。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずエコツーリズム推進法に関して本村と渡嘉敷村のほうの進捗状況なんですけど、前年度の2月ぐらいに、これからどういうふうなスケジュールを立てていこうかという話をしております。基本的な考え方としては条例制定を視野に入れて動いていこうということで、座間味村、渡嘉敷村、環境省沖縄事務所は一つの考え方を持ちました。流れとしては、お互いの自治体、あるいは国との連携がありますので、詳細なことはまだ確実には言えないんですけど、目標として12月議会にはどうか条例提案ができればじゃないかな、12月議会に上程を目指して3者で頑張っていきましょうという話を、あちらの環境省の所長、私、座間味村長、渡嘉敷村の座間味村長、3者でその辺の話の事で動いていますと。確認をし合ってますね、それに向けてやっていこうというふうに話をしておりますし、ここにエコツーリズム推進法の文言が入ってきてないねというのは全然他意はなくてですね、その文章をつくる中で入っていなかったというだけございまして、このエコツーリズム推進法に関する動きというのは、しっかりとやっていくつもりでございます。

それと18ページの楽園ZAMAMIというのが、前あった楽園ZAMAMIの計画とダブってしまうかもしれませんが、あくまでもこれは計画ではなくて座間味のイメージとしてということでもとらえているというふうに審議委員のほうでも話をされていたかと思いますが、そういうことで、前にあった、前つくっていた入島税を含めた楽園ZAMAMIの計画が、ここに入ってくるということではないということをお理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

これ、違う物だったら同じネーミングを使ったら、やっぱりダメでしょう。別にあの楽園ZAMAMIの取組が私はダメとは言わないし、基本的にはできたこともいろいろあります。ちゃんと楽園ZAMAMIの取組を総括し評価した上で、継続していくなら、まだ、わかりませんが、それとは全然違うものだったら名前を変えるべきです。楽座間味でもいいし。なぜかと言ったら誤解を招くんですよ。一度売れた名前だから誤解を招きます。前仲村村長が策定し取り組んだ楽園ZAMAMIその一連の流れの中で固有名詞になっているわけだから、これはね。それを継続しているというのならわかりますが、全く別物だということなら誤解を招くし、話がおかしくなる。私はそういうことだと思います。だからといって賛成しませんという程度の問題ではないが、この楽園ZAMAMIの取り扱いについて、役場からの説明等で職員が勝手に名称等を引用していろんなことで使っている。もう一度徹底してほしい。これは、この間の入島税導入説明の時に楽園ZAMAMIを根拠にして導入するという話は記憶に新しい事です。楽園ZAMAMIの総括も評価もちゃんとやらずにですよ。役場、職員間で楽園ZAMAMIについての意思統一をしてほしいということです。賛成・反対とは別の問題です。

エコツーリズム推進法については、やらないわけじゃないということですが、総合計画、10年計画の中でエコツーリズム推進法を導入してラムサールをやってね、一連の流れの経緯が入っていないというのは、やっぱりこれは欠如したという形になると思いますね。総合計画に入っていないエコツーリズム推進法の村条例を12月議会で議会に賛成しろというときに、位置づけは全然見えなくなってきました。ちょっと追記か何



かでもいいですから、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

職員への意識改革、意識改革といいますか、周知徹底とおっしゃいましたので、そういう点はやっていきたいと思います。

そして11ページに彼らとその豊かな地域資源が永遠に守られ、人と自然環境が共生する楽園という、この文言、これは当時プランがあったというのは承知していますが、いろいろかぶるところもありますが、私どもは楽園については11ページの楽園に足りない村の課題を追及していきます。私たちは楽園に足りない村の課題を克服していきます。私たちは楽園を目指すとわかりやすい目標設定をしていますという、その象徴的なものに、こういう新しい総合計画の11ページの楽園だという御指摘の部分、職員に対しては周知をしていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

入っていますね。みんながわかるところに書いて欲しいですね。最近いろんな人と話をする機会があります。これだけ観光が落ち込んだ中で、一時いろいろと賛成・反対もありましたが、座間味村の村づくりへの柱としてエコツーリズム推進法をまず制定してからじゃないと始まらないのではないかと最近は感じています。それが60ページにやっと出てくるのでは。エコツーリズム推進法は地域造りを進める上で第一歩ではないかという気がしています。いろんな次の段階に進める上で、この間の新聞にある地域で既に世界遺産に向けた取り組みをしているところも出てきています。その候補地となる慶良間地域については、そのような話もエコツーリズム推進法の話も具体的ない。国立公園について。だから、これは60ページと言わずに楽園という名前を消してもエコツーリズム推進法を入れるべきで説明を見ればわかりますが、もう楽園は捨てましょうよ。こだわる理由が明確ではない。こだわるんだったら逆に前の楽園、前の楽園ZAMAMIとの発展形だったらわかりますよ。これは別の意味の楽園だという言い方は、私はどうなのかなと思います。表紙だけでも、サブタイトルもエコツーリズムによる村づくりと入れてくれたら非常にわかりやすいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は清之助議員みたいな難しい質疑はしません。ただ1つだけこの文言に対していかなものかなと疑問を呈したところがありましたので、8ページの上から6行目かな、役場の若手職員が中心に手づくりの第四次総合計画を策定するとありますけど、何か若手ってさっきも出ていましたけど、楽園ZAMAMIをつくったときも若手中心にやったという話になっていますけど、この若手って何歳までですか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

プロジェクト設置規定要綱等でプロジェクトを設置しております。各プロジェクトリーダーを設けまして、4つの人づくり、そして産業活性化、そういう旨で作りまして、それぞれのリーダーはやはり50代の中

盤の方もいれば、若手もいまして、一応は管理職としては…。要は管理職ではないです。主幹・課長補佐級のある意味管理職にはなっていない者がリーダーになり、その下にはもちろん20代の職員も入っています。最後のページの96ページにもありますけど、11名のメンバーがプロジェクトに入っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

管理職でない人たちを中心でということですね。また、ここに村民各界各層の御意見を広く聴取する観点からと、審議会の諮問も行っておりますと、何回やりましたか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

資料については、審議会の資料はございませんが、たしか3回という形で審議会はやっていたと思います。1年間で、平成23年度は3回やったと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ審議委員、策定はやって、その審議委員会、これ一番最後にあるのは総合計画審議会委員と書いてあるんだけど、これは違いますか、このままのメンバーではないわけですよね、じゃあ。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

これがメンバーです、15名。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ、この人たちは…。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

審議会の委員です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

審議会のメンバーであって、これをつくった人たちではないということ…。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

審議をしていただいて。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

全部オーケーでしたか、これ。すべて素晴らしいものとなっておりますか、どうぞ。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず何よりも人口をふやしたいと申し上げますと、まず産業がないんだという厳しい言葉を記憶しています。そして、いろいろこちらに子供たちが戻ってくる産業を興してほしいという厳しい御意見も記憶しています。もう一点は、恥ずかしながら事前に資料をお配りできない部分もあって、前もって配ってくれと、これだけページがふえると、なかなか読めないという部分を1回、2回の反省点で克服して一応やりました。そしてこの2点は、すごく記憶しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃああれですか、これは審議委員会も議会と同じように、その場でははいはい、どうぞどうぞとやっているわけだ。全然審議にならないっていうことになっているわけだね、じゃあ。審議しないで審議委員会が終わった形になっているんじゃないか、それじゃあ。それじゃあ中身がどういうものか、毎回毎回変わるわけだからね。この間も、あれは3月の定例会前にもこれを出そうとしたとき、そうだったでしょう。2日前に審議委員会を開いて、それを、はい、中身が変わりましたと言って議会に提出したぐらいだったからね。審議委員会だって同じことだということだよ。ということは、この総合計画、ほんとに前に読んだのと中身が違っているから、きょうオーケーしていいかどうか、ちょっと考えなくてはいけないなと思っているわけですよ、今。それとはもうセットになっていないからね。あと、一番最後、これは総合計画について答申、別添のとおりお答えしますは、これはどこの…。答申は、私は見てないような気がするんだよね。答申はどこかにありますか、私は見てない、ぱっと見た限りでは見てないんだけど、ありますか、ないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

こちらは資料編になっていまして、こういう要綱等を設置しまして、そのメンバーについてもこうでありまして、最終的には3月5日に村長に対してですね、こういう形の諮問を受けたものを答申しますというセレモニーもしまして、そういう形でこれだという、ここは資料編になっていますので。そういう感じに資料を編綴しているということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これが、要するに資料が返ってきたから委員会もぱっぱぱつと、その日に渡されて読んでもないけれども、意味わからないけど、これがそのとおりですと回答を出したということになるわけですよ。本人たちも、これを読んだら違うのかな、自分たちが見たのと一緒なのかなと思うんじゃないですか。これ私も何回も渡されているから、意味がわからなくなってきましたよ、これ。どこに何が書いてあったかも。これ、ほんとにこのままでいいのかな。きょうもらって、これ全部吟味をしないとイケないから。来年の今ごろに決議したら、これ。とりあえず今8ページの、この役場若手職員を中心に手づくりというのは、これは何かほかの文言に変えられないかな。私は気に入らないな、はっきり言って。審議委員会もこれわからない人

は、ああすばらしいなと言うかもしれないし、審議委員会のほうがやったというのは。審議委員会も形ばかりで、当日にこれを渡されて何が何だかわかりませんが、審議委員会は終わりますという形でやっているわけだからね。うその内容を書いたのを、私たちが知っていてそのまま通すわけにはいけないけどなど思っているわけ。

○ 議長（中村秀克）

善昇議員は以上ですか。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大分時間がたってしまいましたが、1点ですね、63ページです。クリーンエネルギーの活用についてなんですけど、1番の支援制度導入の検討なんですけれども、太陽光設備等への助成というふうになっていきますけど、これ太陽光設備等、例えば電気自動車や電動バイク、今、ヤンバルで実験段階ですけれども電気動力の漁船等、こういったものも該当するんですか、含まれるんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

10年間の中で、そういうことを目指したいと言ったときに、よく私どももそうやりますが、総合計画をつくりますと、上位計画ですと。そこに来る文言から、私たちはプランニングして予算を要求してくわけです。この中で意欲ある事業担当者が出てきて、漁船なのか、電気バイクなのかと、総合計画に書いてあるというのが私ども10年間、公務員をやると、よくこういうことをやります。そういうところで発想してですね、自分たちがつくったという総合計画の中に、その10年の間に目玉にしていく事業をどんどん出していく、そういう職員が出てきてほしいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

じゃあ一応は含まれると。わかりました。実はこのクリーンエネルギーというのも今後の観光政策に直結する重要な計画だと思っています。ですから、ぜひこのエネルギー確保についてはクリーンエネルギーの導入促進と活用を図るというふうに、電力を太陽光で蓄積するだけではなくて、それをすべての生活にうまく使うような活用するということを含めていけば、自動車と船が自分たちで賄った電気で動かせれば、ほとんど生活に不便がないんじゃないかなと思います。独立できるんじゃないかなというふうに思いますので、はい、じゃあ楽しみにしております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議員研修会であったことなんですけど、発泡スチロールだったり、塩化ビニールだったりとか、そういうものから石油をつくるという事業が今、あちこちで行われているんですよ。移動式の何というか名称は忘れましたが、あれはトラックに積んで移動できる装置だということで、今、どこに行ったのかな、石垣島へ行ったのか、どこかにまた戻っているかどうかかわからないですけど、そういうのもあるんですよ。そういうものの活用とか、あれは2,000万円ぐらいとか言っていたから、一括交付金でそういうものの活用をしてみてもどうかと思うんですよ。この間の研修会で、あっちこっち手を挙げていますよ、伊江島とかも手を挙げて、来てくれということでやっているの、それを見て実用化できるのであれば、そういうものもやってみてもどうかと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

23ページの4番のほうですが、安全対策の強化ということで、安心して海を楽しんでもらうために安全対策として古座間味ビーチ、阿嘉・阿真ビーチ、ニシハマビーチに今後もライフセーバーを配置します。また水上オートバイ、プレジャーボートの航路規制の方法等についても検討していますとあるんですが、その安全対策の強化に対して、今現在もちろんライフセーバーは各ビーチ、指定されたビーチにいます。これは、この指定されたビーチだけうたっていますけれども、地域全体でですね、特に海上ボート、プレジャーボートの航路規制に対してですね、その場所だけじゃなくて、全域を考えて、その航路規制を考えていただきたいんですよ。現在実際に阿嘉の集落の前のほうで海上オートバイ、水上スキー、やっています。それで、ちょっと地域住民から、ちょこちょこいろいろ賛成する人、反対する人が出てきていまして、ちょっと問題になりそうだなということで感じておりまして、この辺はこの指定されたビーチだけじゃなくて、地域全体を考えてですね、この航路規制とあるんですが、この航路規制の内容をしっかりと、この航路規制だけじゃなくて、何かルールをつくってですね、基本的ルールというのがどうしても地域住民、やる人はやって、やらない人はやらないということではなくてですね、行政側でちゃんと指導できるような形のもので、これをびしっとつくってもらって、そうしたら何かやっても、この地域ではこういうのはだめですよ、ここまでの範囲ですよというふうな形まで、座間味村全体でちゃんと指導できるような形をしっかりと、この基本計画の中に航路規制とうたってあるんですが、これは早目につくっていただきたいというふうに思うんですが、今これがもうちょっとしたら、ほんとに全体に問題が出てくる可能性がありますので、その辺を、この「検討します」と書いてありますけれども、この辺を何月までにつくってできるものなのか、その辺もまだ「検討」と書いてありますから、なかなかこの中身までちょっと考えてないとは思いますが、ちょっと近いうちに問題が起きそうなものですから、その辺を聞いておけば私たちもたくさん言われていることですから、答えようがないんですよ。いつも文句を地域住民から受けていますから、その辺も言えるように、自信を持って言えるように私たちもつくっていただきたいと思うんですけど、その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。ただ、できるだけ住み心地のいい村といえますか、そういうのも含めて考えたときには、いろいろな規制は必要だと思います。ただ、海上ということもありまして法的なもので、どれだけの規制が私たち行政でできるのか、あるいは警察、海上保安庁等々との連携が必要なのか、そういうところの詳細をまだ勉強しているところまでいっておりませんので、その辺も勉強をさせていただきながら、主幹課のほうで勉強していきながら、いろいろな方策をまた御相談させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

多分これからまた中身を詰めてつくっていくと思いますので、といいますのは何年か前も実際にそういうジェットスキーですか、海上オートバイをいろいろ持ってきてやっていました。そこで一応ある程度の規制があつてということで中止させた事例もあります。だから、そういうのがあつて、またこういうような形でやって、一方はやって、一方はまたやめたというふうな形になると、地域の輪がとれなくなりますので、その辺はぜひ真剣に考えていただいて、早急に検討でもなくて、現実に詰めてですね、やっていただけたと思

いますので、その辺はひとつよろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

43ページ、お願いします。観光大使じゃなくて下ですよ、2番目。ワイファイ（Wi-Fi）環境充実による観光客による情報発信支援とあるんですけども、この世界、日進月歩で進んでいます。もうワイファイよりはワイマックス（WiMAX）とか、新たなものが出てきますね。そこでこのワイファイという言葉が果たして10年間生きているのかどうかもわからないぐらいなので、これを例えば高速無線LAN通信環境とかですね、その言葉に変えていったほうが今後、広い意味で使えるんじゃないですか。もうワイファイはどうですか、総務課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

たしか去年の暮れの議会で大変SNSの勉強をさせてもらいました。そして今、まだうちの公共施設に足りなかった部分、そしてまた阿嘉が今度できます。阿嘉の出張所もできまして、そこには出張所内でワイファイ環境ができるようにしますと宣言しました。またそれも予算をとってやっていきたいと思います。おっしゃるように日進月歩でワイマックスという言葉もまだ承知はしていませんが、この時点での最新のまだ足りない部分についても、こういうふうに書いて、そういうふうに書いてあるだけだからワイファイでとまるというつもりは毛頭ありません。おっしゃるように日進月歩のものについても取り入れて、観光客入域につなげていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほども話が出たんですけども、実は二、三日前に議員研修会があって、その帰り、防災用の高速無線LANシステムというのを勉強させてもらったんですよ。そこには今、座間味・阿嘉で使っている、5ギガのものを使っているんですけど、やっぱりあれでも高速無線LANという言葉しか使わないんですね。ワイファイとかワイマックスとかは使わないで、だから、そういったほうが、いわゆる公共性、偏りがなくていいんじゃないかなと。確かにワイファイはブランド名なはずですよ。そこを確認したほうがいいと思います。私は以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

20ページの表がありまして、座間味村人口増加目標設定、座間味村の観光客目標設定、説明はいい。これは数値目標が上昇修正されていて、人口で10年後に999名、観光客目標設定数が8万3,143名になっています。これは10年後の目標ですね。数値目標を頑張って上昇修正されています。この総合10年計画の中で、この8万3,000人について、これは延べというか、ベタでの日帰り客も含めての数字ですよ。考え方として、平均宿泊日数とか、そういった概念も入れられたら、中身の同じ数字も違ってくると思いますので検討されてください。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 座間味村第四次総合計画の策定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 座間味村第四次総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第27号 契約期間延長の申立調停事件の調停についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

調停内容の中で2番、「相手方は、申立人に対し、阿嘉ニシハマビーチ公園の売店に関する契約期間の延長につき、契約満了時には、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の許される範囲内で対応する」とありますが、許される範囲内でどのように対応するという事を考えておりますか。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

ただいまの御質疑にお答えします。まず、この農山村広場・公園の使用につきましては、まず条例で「農山村公園内で営業又はこれらに類する許可を得たものの使用期限は、5年を越えることができない」ということがあります。ということは、1年、2年の延長はまず条例上はできませんよということなんですけど、「ただし、その満了に当たってはこれを更新することができる」とあります。ただ、「そのときの状況等を勘案し許可する」という文言がありますが、満期になった時点で更新はできるんですけど、そのときの、そこに例えば住所は島にあるのか、あるいは税金、そういう滞納はないか、また月々の支払い料、これが可能かどうか、その辺の審査をして対応していきたいというふうに考えております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

今現在、向こうの店舗は2店舗だと思うんですが、もしその満期時に他の住民から使用申込書が提出されたといった場合には、どうされる予定ですか。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

通常応募をして、その中から審査をして採用するということになると思うんですが、この事案につきましては、もし本人からそういう申し出があるのであれば、検討したいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

現在の申立人が満期になりました。そのときに本人も再契約したいと出た。しかし、ほかにも出ました。そのときに5年たったらあなたはだめですよという条項を先に使うのか、そうでなくて5年たったらもう一回5年間申し込みができますよと、再契約ができますよというものを優先するのかということ、私は聞いているんですよ。その辺ちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

いろいろ仮定の話もありましたが、我がほうでもできるだけ仮定を踏まえて申し上げたいと思いますが、まず、この第9条です。うちの産業振興課長が申し上げた条文がありまして、ただし書きがあります。「使用期限は、5年を越えることができない」、そしてただし書きがあるということを考えますと、この設置目的はですね、趣旨は公正・公平な観点から広く村民に門戸を開くという趣旨だと思いますから、仮に連続で上げられますと、よほどのことがない限りは審査では公正・公平な観点のところに評価がいくと。今ちょっと仮定の話ですけど、そういう形になると思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは、私が何でそれを先に聞くかという、皆さんは1回失敗しているわけですよ。5年満期になっていないのに、来年はあなたに貸してあげますよということをや場職員がやってしまったから、おかしくなっているわけですよ。再申し込みは、応募は結局やらなかったわけでしょう。審査、そこはやってないでしょう、この間のことだ。だから言っているわけ、先にどれの規定を採用するのかというのを。だからそれが一番これの申し立てになってきている原因であるわけです。そういうことからして今度は何を優先するかということ、聞いていますよ。だから公正・公平だからといって、じゃあ、はい、あなたはどうぞ継続使用していいよと、入札して公募して、審査したら、はい、あなたになっていますよと言ったら、今と立場は逆になりますので。今回出された人から、また言われますよ、裁判にかけられますよ。その辺もちゃんと対処してから物を考えてやってください。そうしないと、この役場がある限り訴訟ばかりになってきますよ。この辺ははっきりしておいてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。



ほかに質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 契約期間延長の申立調停事件の調停についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 契約期間延長の申立調停事件の調停については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第1回座間味村議会臨時会を閉じます。

閉 会 (午後5時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 弘 昭

署名議員 宮 里 清之助